

第 1 9 5 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 0 年 3 月 1 2 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開議の日時 平成20年 3月12日 午前10時00分開議
午後 3時48分閉会

○場 所 下北文化会館展示ホール

○出席委員（27人）

委員長	新谷 功	副委員長	岡崎 健吾
委員	川下 八十美	委員	新谷 泰造
"	目時 睦男	"	高田 正俊
"	白井 二郎	"	馬場 重利
"	山本 留義	"	千賀 武由
"	菊池 広志	"	富岡 修
"	佐々木 隆徳	"	鎌田 ちよ子
"	工藤 孝夫	"	横垣 成年
"	富岡 幸夫	"	斉藤 孝昭
"	中村 正志	"	浅利 竹二郎
"	川端 一義	"	半田 義秋
"	佐々木 肇	"	山崎 隆一
"	川端 澄男	"	村川 壽司
"	村中 徹也		

○欠席委員（3人）

委員	澤藤 一雄	委員	野呂 泰喜
"	菊池 一郎		

○説明のため出席した者

副市長	田頭 肇
収入役	田中 實
教育長	牧野 正藏
公営企業管理者	杉山 重一
総務部長	齋藤 純
総務部 税務調整監	佐藤 忠美
総務部 理事出納室長	西堀 敏夫

企 画 部 長	阿 部 昇
企 画 部 理 事	近 原 芳 栄
民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 部 長	佐 藤 節 雄
経 済 部 長	佐 藤 純 一
建 設 部 長	成 田 豊
建 設 部 理 事	石 田 三 男
教 育 部 長	新 谷 加 水
公 営 企 業 局 長	小 川 照 久
企 画 部 副 理 事 企 画 課 長	奥 島 慎 一
企 画 部 副 理 事 財 政 課 長	鈴 木 克 郎
民 生 部 次 長	下 山 益 雄
民 生 部 副 理 事 国 保 年 金 課 長	河 野 健 二
保 健 福 祉 部 副 理 事 介 護 福 祉 課 長	佐 々 木 順
公 営 企 業 局 副 理 事 水 道 課 長	菊 池 正
公 営 企 業 局 副 理 事 総 務 課 長	石 田 武 男
公 営 企 業 局 水 道 技 術 専 門 監	酒 井 孝 子
総 務 部 税 務 課 長	對 馬 映 子
民 生 部 国 保 年 金 課 総 括 主 幹	大 橋 誠 博
民 生 部 国 保 年 金 課 課 長 補 佐	加 藤 博
民 生 部 国 保 年 金 課 課 長 補 佐	田 中 宏 司
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 総 括 主 幹	若 松 通
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 総 括 主 幹	岩 崎 若 男
保 健 福 祉 部 介 護 福 祉 課 課 長 補 佐	美 濃 邦 彦
経 済 部 水 産 課 長	笠 井 哲 哉
建 設 部 下 水 道 課 長	齊 藤 鐘 司
建 設 部 下 水 道 課 業 務 係 長	木 村 雅 敏
公 営 企 業 局 工 務 課 長	成 田 等
公 営 企 業 局 浄 水 課 長	嘉 賀 幸 雄
川 内 庁 舎 所 長	工 藤 昭 治
大 畑 庁 舎 所 長	伴 邦 雄
大 畑 庁 舎 産 業 振 興 課 長	澤 谷 松 夫
大 畑 庁 舎 教 育 委 員 会 教 育 課 長	四 戸 敏 哉
脇 野 沢 庁 舎 所 長	舩 澤 桂 逸
総 務 部 総 務 課 長	松 尾 秀 一

總務部總務課行政係長 吉 田 真
總務部總務課行政係主査 澁 田 剛

○事務局出席者

事務局長	小 島 昭 夫	次 長	高 田 文 明
總括主幹	工 藤 昌 志	總括主幹	柳 田 諭
庶務係長	金 澤 寿々子	庶務係主査	濱 村 勝 義
調 査 係 主査	石 田 隆 司	議 事 係 主査	井 戸 向 秀 明

(午前10時00分 開議)

○委員長(新谷 功) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は26人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

昨日は、歳出までの質疑が終わっておりますので、本日は歳入から審査してまいります。

それでは、歳入の第1款市税から第19款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○総務部税務調整監(佐藤忠美) それでは、平成20年度、歳入予算のうち第1款市税をご説明いたします。予算書の10ページをごらんになってください。

まず、第1項の市民税のうち第1目個人市民税では、前年度より1,771万2,000円、0.7%減の23億7,319万7,000円を計上しております。これは、団塊世代の退職や景気低迷によります所得の低下などを見込んでおります。

次に、第1項第2目の法人市民税では、前年度より867万5,000円、2.2%増の4億505万2,000円を計上しております。これは、大型、中小企業などの企業数の増分などを見込んでおります。

次に、中段の表の第2項の固定資産税のうち第1目固定資産税では、前年より2,481万8,000円、1.1%減の22億7,237万2,000円を計上しております。これは、昨年の地価下落による減分と設備投資の減などを見込んでおります。

次に、第2項第2目の国有資産等所在市町村交付金では、前年度より403万3,000円、5.2%減の7,361万4,000円を計上しております。これは、対象団体の土地家屋の減分並びに郵政公社民営化によります減となっております。

次に、下段の表の第3項軽自動車税では、前年度より39万2,000円、0.4%増の1億351万7,000円を計上しております。これは、前年度よりの車両台数の若干の減が見込まれましたが、収納率のアップを見込んで増となっているものです。

続きまして、予算書の11ページをごらんになってください。第4項の市たばこ税では、前年度より1,898万1,000円、3.4%減の5億4,453万6,000円を計上しております。これは、喫煙環境が一段と厳しくなっていることから、たばこ消費量の減分を見込んでおります。

次に、第5項の特別土地保有税では、前年度より1万4,000円、63.6%減の8,000円、若干の収入を計上してございます。これは、土地保有税が平成15年度から課税停止となっておりますことから、滞納繰越分の減分を見込んでお

ります。

次に、第6項の都市計画税では、前年度より287万8,000円、1.6%減の1億7,987万8,000円を計上してございます。これは、第2項第1目の固定資産税同様の地価下落等の減分を見込んでおるものです。

次に、第7項、一番下の表ですが、入湯税では、前年度より18万円、2.6%増の702万6,000円を計上しております。これは、平成19年度、昨年の決算見込みの利用者増分を見込んだものでございます。

第1款の市税につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） それでは、続きまして予算書の12ページの第2款地方譲与税からご説明いたします。

まず、予算書の12ページの第2款地方譲与税についてであります。道路の延長や面積によって案分し、交付される第1項の自動車重量譲与税及び次の第2項の地方道路譲与税については、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ765万円、伸び率で3.2%の減で計上しております。

次に、同じく12ページの第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ504万7,000円、伸び率で21.2%の増で計上しております。

次に、同じく12ページの第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ111万8,000円、伸び率で13.4%の増で計上しております。

次に、同じく12ページの第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ444万9,000円、伸び率で41.9%の減で計上しております。

次に、13ページの第6款地方消費税交付金についてであります。これは消費税等と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数等で案分し交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,952万円、伸び率で3%の減で計上しております。

次に、同じく13ページの第7款自動車取得税交付金についてであります。これは自動車取得税の一部が市町村道の延長や面積によって案分し交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,513万1,000円、伸び率で16.5%の減で計上しております。

次に、同じく13ページの第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されることとなっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ240万5,000円、伸び率で2.4%の増で計上しております。

次に、同じく13ページの第9款地方特例交付金についてであります。これは、本年度から個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補てんするための特例交付金と児童手当制度の拡充に伴う地方負担の増加に対応するための特例交付金のほか、恒久減税に係る減税補てん特例交付金が廃止されたことに伴う経過措置として交付される特別交付金でありまして、前年度に比べ592万7,000円、伸び率で11.4%の増で計上しております。

次に、14ページの第10款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方公共団体が等しくその行うべき事務が遂行できるよう一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税につきましては、前年度交付額に本年度の地方再生対策費創設等の改正を見込み、また単位費用等の入れかえにより、前年度に比べ伸び率で3.4%の増、特別交付税は前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、伸び率で6.1%の減で計上しております。合計で2億500万円の増を見込んでおります。

次に、同じく14ページの第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ119万7,000円、伸び率で12.5%の減で計上しております。

次に、同じく14ページの第12款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金及び保育所等への入所の負担金でありまして、前年度に比べ663万8,000円、伸び率で2.6%の減で計上しております。

次に、14ページの下段から16ページの上段にかけての第13款使用料及び手

数料についてであります。これは斎場、市営住宅及び体育施設等各公共施設の利用に係る料金並びに戸籍や各種検診及び廃棄物処理等各種行政サービスに係る料金が主なものでありまして、前年度に引き続き、一部の公の施設に指定管理者制度を導入し、利用料金制を採用した影響により、前年度に比べ6,123万8,000円、伸び率で19.6%の減で計上しております。

次に、16ページの中段から17ページにかけて、第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ11億9,585万7,000円、伸び率で30.9%の減で計上しております。これは、電源立地地域対策交付金について、中間貯蔵施設に係る初期対策交付金の交付が終了したこと、また関根漁港の災害復旧事業の完了により国庫補助金が大幅に減少したことによるものであります。

次に、18ページから20ページにかけての第15款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ6億8,074万3,000円、伸び率で30.4%の増で計上しております。これは、電源立地地域対策交付金について、むつ総合病院に対する同交付金の直接充当分が減となったことから増加に転じたこと、また新たに後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び関根浜地区漁村再生交付金が増加したことによるものであります。

次に、21ページの第16款財産収入についてであります。これは土地建物及び市有牛等の貸し付けに係るもの、市有地、市有牛及び陶器等の生産物の売り払いにかかるものでありまして、前年度に比べ8,271万4,000円、伸び率で42.2%の減で計上しております。

次に、22ページの第17款繰入金についてであります。繰入金は事業目的によりそれぞれの基金から繰り入れと、特別会計から一般会計に対する繰り入れでありまして、前年度に比べ1,634万8,000円、伸び率で14.3%の増で計上しております。

次に、22ページの3段目から24ページの上段にかけての第18款諸収入についてであります。これは地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業への資金融資のための原資貸付金及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等でありまして、前年度に比べ2億5,910万5,000円、伸び率で11.9%の減で計上しております。

次に、24ページの下段から25ページにかけての第19款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率で、退職者の増加に伴う財源対策としての退職手当債を計上しましたほか、普通建設事業の財源として

起こしたものの等を合わせ、前年度に比べ11億5,910万円、伸び率で61.1%の増で計上しております。この結果、歳入の総額は歳出と同額の293億1,300万円となり、前年度に比べ3億6,300万円、伸び率では1.3%の増となりました。

以上で歳入の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 1つだけお聞きしたいと思いますが、市税の各税に盛られております滞納繰越分、この金額は実質額なのか、あるいは見込額なのか、それを教えていただきたいと思います。

○委員長（新谷 功） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） お答えいたします。

ことしの1月で平成19年の納期限が終わりましたので、5月までに今滞納分を整理しております。そのため、まだ見込みといたしますか、決算が出ておりませんので、あくまでも見込額ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） その割合はどのくらいになりますか、実質額と見込額の割合は。

○委員長（新谷 功） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） あくまで決算見込みを予定しているだけでございますので、ここで何割というふうに割合を申し上げることはできません。これ以上の滞納を少なくしたいという意欲といたしますか、姿勢で臨んでおりますので、割合ではなくて、滞納を少なくしたいという思いでございますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 繰り越されてきている回収未納額があると思うのですよね。それはどれくらいなのかわかりますか。回収不能と見られている額はずっとあるわけでしょう、繰り越されてきている。

○委員長（新谷 功） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 馬場委員のおっしゃっているのは不納欠損額のことだと思うのですけれども、昨年はかなりの額でした。ことしはあくまでも見込みで5,000万円ぐらいかなというふうに見込んでおります。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 23ページの諸収入の関係で、民生貸付金の元金収入なのですけれども、これちょっと内容を聞きたいのです。旧脇野沢村でありますと、商工会とかそういうところに運転資金といいますか、そういう無利子の金を相当充当してきました。そういう中でこの社会福祉協議会に貸し付けしている元金収入なので、この辺を無利子で貸しているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなど、このように思っております。商工関係につきましても、多額の金なのですけれども、この辺をできればちょっとお知らせ願えればと、このように思っております。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 民生貸付金についてご説明いたします。これは、社会福祉協議会に対する貸付金でありまして、高額療養費を払えない人に対する医療費の一時貸し付けに関する事業費の原資となる資金でございます。実際は、平成19年4月から法改正によりまして高額療養費は現物給付になっております。しかしながら、認定証の交付を受けられない方が、申請しないで受けられない方がおられますので、その人たちのために一応貸し付けの原資を用意させていただいているというふうなことでございます。

利子については、無利子です。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） これは、事務的なものは社会福祉協議会のほうでその事務をやっているわけですか。それで、社会福祉協議会のほうに無利子の金を貸しているというようなことで理解してよろしいですか。

内容はわかりましたのですけれども、ただ私も今言ったように、恐らく商工会のほうでも、大変苦しい金のやりくりをしているのが実態ではないのかなど。これは合併、脇野沢商工会も川内と合併しましたし、そういう中でどうなっているのか、別に要求しなければ貸すということは何もないのですけれども、ただそういう状況があったものですから、その辺について内容を聞いているわけです。1つの例を申し上げれば、我が旧脇野沢村の農業振興公社も、出資を担保に入れて、預金を入れて銀行から借りています。それは、安い金利でできるのですけれども、それがなければ、一般の貸し付けで借りなければならぬというようなことであります。そういう中で、今度は収入役のほうにお願いするのですけれども、やはり財政が厳しくても、そういう下のほうで事業をやっている一つの公社でありますから、その辺は何とか内容を精査して、1,000万円でも無利子の融資をしてほしいというようなことを常日ごろ私もそうしてきたものですから、恐らくは経営も大変であるのか

など、こういうことを思っただけの質問でありますから、今後その辺を十分聞きながら対処してほしいということをもっとこの場からお願いを申し上げておきたいと。財政が大変厳しい中でありますけれども、それ以上にまた下で事業をやっている方々のほうがまた苦しい借入れをしなければならないという立場になっておることをまずご理解して、もしお願いに来たならば、その辺をひとつ何とか面倒を見てやるというようなことで、この場からお願いを申し上げておきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 聞き漏らしたところもあるかもわかりませんので、もしよかったら確認で教えてください。

まず、19ページの電源立地地域対策交付金であります。昨年よりも4億9,000万円ふえた理由を、たしか説明があったと思いますが、ちょっと聞き漏らしましたので、また再度説明をお願いします。

それと、この電源立地地域対策交付金のうちの電気料金の還元事業として一括交付されている金額は幾らなのか、お知らせください。

あと、24ページから25ページの市債なのですが、トータルで11億円ちょっとという話でありましたが、この市債のうちの合併特例債はどれぐらいなのかお知らせください。

○委員長（新谷 功） 企画課長。

○企画部副理事・企画課長（奥島慎一） 齊藤委員のお尋ねにお答えいたします。

民間、市民、工場等に交付される金額は幾らかというお尋ねだったと思いますが、平成20年度特別交付金周辺枠としては大間原子力発電所分、それから東通原子力発電所分、それから六ヶ所サイクル施設分としてトータルで11億3,811万5,000円を見込んでおります。

あと、原子力発電所分の特別交付金の電力移出県等交付金相当部分として6,150万円を見込み、合わせた11億9,961万5,000円が19ページにあります電源立地地域対策交付金となっております。

以上、あとは企画部理事のほうからご説明いたします。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 1点目の電源立地地域対策交付金が県支出金のほうでふえた理由ということでしたよね。これは、昨年度電源立地地域対策交付金、むつ総合病院に直接充当された額が6億円ございました。今年度は2億5,000万円ということで、直接充当の部分で減りましたので、それが増加

に転じたということの理由になります。

それから、2点目の合併特例債ですけれども、8億1,880万円を予定しております。主に道路整備、側溝整備、それから第三田名部小学校、それから第一川内小学校の建設にかかわるものを中心に合併特例債を活用するということです。

以上です。

○委員長（新谷 功） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 電源立地地域対策交付金のところで、もしかすれば、私が聞く項目を間違ったかもわかりませんが、電気料の還元事業ということで、国から直接交付されていると思います、一括で。前は、むつ市は1回だけ住民に還元するというのでやられていたと思いますが、今は行政のほうにその割合で一括交付されています。その金額をお知らせくださいというふうに聞きましたので、それを再度お答えください。

2件目の市債の中身で合併特例債、今年度は8億円ちょっとということでしたが、合併特例債、そうすると今までトータルで幾ら使って、これはあと幾ら使える分が残っているのかお知らせください。

○委員長（新谷 功） 企画課長。

○企画部副理事・企画課長（奥島慎一） 大変失礼いたしました。

先ほど申し上げましたが、特別交付金周辺枠、この部分が11億3,811万5,000円、この部分がいわゆる還元分に当たる交付金でございます。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 合併特例債についてお答えいたします。

これまで平成17年度で2億4,480万円、平成18年度で1億2,350万円、平成19年度、見込みですけれども3億940万円、平成20年度で8億1,880万円を予定しております、合わせて14億9,650万円です。一応合併特例債の限度額といえますか、割り当てで標準事業費で232億9,000万円、それに対して充当率が95%ですので、221億円ほどになります。ですから、平成20年度までで一応15億円ちょっと切っておりますので、残りは一応206億円というふうなことになります。

合併特例債の期限は合併後10年ですので、平成17年から平成26年までということになります。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何点かよろしくお願いします。

10ページですが、市民税のところですが、個人のほうで1,700万円ほど減

ということで、たしか平成20年度から税源移譲で市民税が倍になるはずですね。所得税が去年半分に減ったので、その分市民税がふえるという説明だったと思うのですが、ですから当然ふえるのかなと思っていたら減っておりまして、ただ単に景気低迷とか団塊世代の退職だけでふえた分をマイナスにまでするほど大きいものなのかなと、そこをちょっと確認させていただきます。

それと、均等割のところの計算で、97.2%というふうに計算しておりますが、今まではたしか98%ということで計算しておりましたので、これを減らした理由というのをお聞かせ願いたいと思います。

そして、法人のほうですが、867万5,000円ふえるということで、説明では大型企業がふえるというふうな説明だったので、どういう企業が対象なのかなと。新しくそういう企業が来る予定があるのかなというふうに思いますので、そこを説明してもらえればと思います。

次ですが、14ページ、これはちょっと細かいのですが、14ページの地方交付税でたしか普通交付税が94%で特別交付税が6%というふうに聞いたのですが、これではよろしかったか、ちょっと確認させていただきます。

それと、先ほど斉藤委員への答弁で合併特例債、平成17年度から使っているのですが、その分たしか交付税として返ってきているとは思っているのですが、その分どこに計上されているのか、地方交付税に一括してもう見えない形で来ているものかどうか、そのところを教えてもらえればと思います。

以上です。

○委員長（新谷 功） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） まず、市民税のほうからお答えいたします。

税源移譲で平成20年度は上がっていないのではないかとということでございますが、平成19年度から税源移譲しておりますので、昨年から20%ほど、平成18年に比べて平成19年度が上がっておりますので、ことしもまたそのまま推移して同じような額で上がるということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、説明欄の均等割の徴収率が0.8%ぐらい少なくなっている理由をということでございますが、平成19年度の見込みとしてある程度徴収率が97.2%ぐらいに見込まれますので、徴収努力はしたいと思っておりますが、一応見込みとしてこれくらいになる、平成19年の実績から見たものでございます。

それから、法人が大型企業が来るのかということでございますが、平成19年に10社ほどふえております。これは、小売業が主なものでございます。

以上です。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お答えいたします。

地方交付税総額で普通交付税と特別交付税の配分割合は、普通交付税が94%で特別交付税が6%というふうなことでなっております。それで、合併特例債の公債費の歳入であります。一応平成20年度は合併特例債の元利償還金が1,106万9,000円を予定しております。この7割、774万8,000円がいわゆる普通交付税の算定の中での基準財政需要額に含まれるということになります。普通交付税の交付額というのが基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたものが普通交付税として交付されます。その基準財政需要額の中に公債費としての合併特例債償還費が774万8,000円が含まれるということになります。この間の総務常任委員会の所管事務調査の中で、健全化法の関係でお渡しした資料の中の交付税台帳を添付してありますので、その中に平成18年度分としては計算されて、その中に含まれているということになります。

以上です。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初のほうの法人のほうで867万5,000円ふえるというのが10社ということで、やはりこういうふうに会社がふえるとういう効果があるのかなということで、ぜひもっと会社がふえるよう施策をしてもらえればなというふうに思っております。

そして、ちょっと地方交付税のところでは普通交付税が94%、特別交付税が6%で普通交付税が94%で右のほうを見ると93億2,600万円ということで、94%にちょっと私の計算ではなくて、これはちょっと細かいですが、どういふわけなのかなというのを教えてもらいたいのですが。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） これは国が交付する基準として地方交付税総額を普通交付税分としては94%交付するのだと、特別交付税分として6%交付するのだという、これは一定の国の基準です。実際のむつ市の平成20年度の普通交付税がどのくらいになるのかということになりますと、いわゆる細かい計算といいますか、試算を行っております。この前の総務常任委員会で渡したいろんな資料を見ればわかるのですけれども。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。川端一義委員。

○委員（川端一義） 交付税についてちょっとお尋ねいたします。

普通交付税が3.4%の増、昨今の政治情勢を見ますと、急激な改革による弊害を薄めようという機運がございます。そういった意味では、地方交付税

で3.4%増、これくらいは見込んでいいかなと、そういう配慮をする時代に入ったかなとも思うのです。そこで特別交付税ですが、6.1%の減というお話だったかと思うのですが、いわゆる対前年度が大き過ぎたためにこういう減り方になったのか、何かそのほか特別な理由があったのか。願わくば合併によるいろんな課題もあり、これは対合併特例債という国は施策を講じていますが、ほかにいろんなやはり問題があり、かつまたその厳しい財政状況にあるという当市でありますから、この特別交付税でいろんな分野で配慮してもらい、この努力が、担当部局だけではなくて市三役そのものの、これは大きな課題なのです。ですから、こういった点でもう少し踏ん張ってほしいなという今思いがありまして、この減の主なる理由をまずお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 地方交付税に関しましては、昨年8月の国の概算要求時点では、交付される額が平成19年度に対して4.2%減ということで、むつ市におきましてはほぼ4億円ぐらいの額が減少するということでありました。その後、都市と地方の財源のバランス的なものが格差があるということで、その後の国の予算、それから平成20年度の地方財政計画におきまして、交付税の中に地方再生対策費を設けられたと。ということで、4.2%の減が1.3%の増加に転じたということが普通交付税の増加の要因です。

それから、特別交付税につきましては、確かに地方交付税が1.4%増ということになっておりますが、いわゆる合併関連経費のルール分の額が3年間で5億8,000万円ほど交付されるということになりまして、5億8,000万円のうち2分の1が平成17年度の交付、残りの2分の1の60%が平成18年度、そして平成19年度は残りの40%分が交付されております。ですから、こういう合併に絡んだルール分がもうなくなります。ですので、そのほかの大きくはむつ総合病院の第五次病院事業経営健全化計画に関するものが2億6,000万円ほどとか、いろいろ病院に関するものがございまして、さまざまな特殊事情を考慮したうえで、ルール分はなくなるということで一応6.1%の減をかたく見たというふうなことです。

ただ、特別交付税も、まだ昨年でありますと、3月21日あたりに決定しておるものですから、平成19年度の最終決定額もまだはっきりしていない状況ですので、ある程度かたい見込みということで6.1%の減で計上させていただきたいということが理由です。

以上で終わります。

○委員長（新谷 功） 川端一義委員。

○委員（川端一義） 内容についての明確な詳しい説明ありがとうございました。やはりそういうルール分についての減による今後についての大きな見込みがないと一定の押さえ方をせざるを得ない、これを理解できました。したがって、今日のこの数字の状況はよしといたしますが、やはりルール分が3年過ぎてルールの一つの基準というのがあるわけですから、これは受け入れざるを得ませんが、どこの合併市町村も課題を抱えているわけですよ。したがって、こういう実態を今後とも県、国に大いに訴えること、これは当むつ市だけでないと思うのですが、連携して市長会等を通して大いに運動する中で、より配慮していただく。ルールはルールとして終わったのは、これはやむを得ませんが、プラス今後についても一定の配慮をしていただく、こういう国の配慮が必要だと思っております。そういう意味で、あくまでも事務の立場であります、やっぱり事務の立場から三役のしりをたたいて、大いにその辺で働いてもらう。私もその切はよく税担当者からしりをたたかれたものです。そういった意味で、まず実態をよくその観点から理解もし、一生懸命頑張るとというのが今後とも必要だと思っておりますので、事務当局としても油断のなきよう、三役を大いに使ってもらうことを期待して終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第43号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、市民を二分する大問題となっている本庁舎移転事業費が計上されなかったという点で評価はできるものであります。しかし、あきらめたというわけではありませんから、大きな火種はまだ残っているものであります。

また、新しい財政基準が平成20年度決算から適用となることを受け、かなり収入支出も工夫の跡が見受けられ、理事者を初めとした職員の努力に対しては敬意を表したいと思っております。

現在農林漁業の低迷と雇用の場の減少のため、むつ市の人口はどんどん減ってきております。また、市の財政は民間の不安定な財源、電源三法交付金に平成20年度は14億円も依存するという状況であります。赤字脱却もさることながら、10年後、20年後を見据えた施策も大切であります。底が全く見えない予算となっております。

庁舎を移転するかどうかにはむつ市の貴重な税金を使っている場合でしょうか。人口減少に歯どめをかけ、この地に希望が持て、安心して住めるむつ市にしなければなりません。まちづくりの主役は市民という点でまだまだ不十分な本予算に反対をいたします。委員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第43号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○委員長（新谷 功） 起立多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（新谷 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） それでは、議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算編成に当たりましては、国保世帯を年間平均1万2,527世帯、年間平均被保険者数を2万3,649人として積算いたしております。その結果、平成20年度の予算額は歳入歳出それぞれ72億8,472万9,000円でありまして、前年度に比較いたしまして1億3,301万円の増額、率にいたしまして1.9%の伸びとなっております。

この特別会計は、被保険者の医療需要に応じて、その主な支出であります医療給付に見合った収入を確保しなければならないという性格をっておりますことから、順序が前後いたしますが、まず歳出から主なものについてご説明を申し上げます。

16ページをごらんいただきたいと存じます。第1款総務費は、総務管理費、国民健康保険運営協議会費及び趣旨普及費で、国保事業運営のための事務的

経費を計上いたしております。総務費合計では1,687万1,000円で、前年度に比べまして133万7,000円の増額となっております。この増額の主なものは、被保険者証のカード化に伴いますシステム改修委託料等によるものであります。

次は、17ページから18ページの上段までの第2款保険給付費であります。療養給付費及び療養費につきまして、厚生労働省から示されました給付費試算表に基づき計上いたしております。高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費は前年度の決算見込みにより積算し、それぞれ所要額を計上いたしております。保険給付費の合計額では42億8,105万円で、歳出総額の58.8%を占めております。前年度に比べまして9,541万9,000円の減額となっておりますが、これは国民健康保険被保険者数の減少と出産件数の減による出産育児一時金の減額及び後期高齢者医療制度への移行による葬祭費の減額によるものであります。

次に、18ページ中段の第3款後期高齢者支援金等であります。後期高齢者医療へ支援金として支出するものでありまして、厚生労働省から示されました試算表に基づき計上いたしております。歳出額は9億1,482万1,000円となっております。

次に、18ページ下段の第4款前期高齢者納付金等であります。厚生労働省から示されましたルール計算に基づき、前期高齢者納付金はありませんので、事務費のみ計上しております。歳出額は33万2,000円となっております。

次に、19ページ上段の第5款老人保健拠出金であります。平成20年3月診療の概算分及び平成18年度の精算額及び事務費を加えた額で2億6,383万7,000円を計上しております。前年度に比べまして8億3,676万2,000円の減額となっております。減額の主な要因は、老人保健制度から後期高齢者制度への移行によるものです。

第6款介護納付金であります。介護保険法に基づく40歳以上65歳未満のいわゆる第2号被保険者に係る保険者の概算負担分と平成18年度の精算額で合計4億4,688万6,000円、前年度に比べまして1億7,677万8,000円の減額となっております。この減額となった主な要因は、平成18年度の精算額分等によるものであります。

同じ19ページ、第7款共同事業拠出金であります。これは青森県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び財政の安定化を図るため創設されました保険財政共同安定化事業に対する再保険制度における拠出金でありまして、拠出先の青森県国保団体連合会から提示された額を計上い

たしております。共同事業拠出金の合計額で申し上げますと、9億5,167万9,000円で、前年度に比べまして2,543万6,000円の増額となっております。

次は、20ページ、第8款保険事業費であります。今年度から始まります特定健康診査事業費の主なものとして、特定健診の委託料を計上しております。そのほか被保険者の健康の保持増進、疾病予防や健康づくりを支援するための費用でありまして、歳出合計5,410万9,000円を計上いたしております。前年度に比べまして2,581万2,000円の増額となっておりますが、この主な要因は、新しい特定健康診査事業費の増額であります。

21ページ、第9款基金積立金であります。これは財政調整基金の運用利子の積み立てで、名目計上であります。

同じページの第10款公債費であります。これは療養諸費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

同じページの第11款諸支出金であります。これは国保税の還付金と脇野沢診療所に係る直営診療所運営費の繰出金であります。諸支出金の合計で申し上げますと、1,134万8,000円で、前年度と同額でございます。

22ページ、第12款予備費であります。これは医療費の急な支出増に対処するための予算措置であります。予備費以外の歳出と歳入の差額3億4,203万5,000円を計上しております。

以上が歳出であります。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。10ページをごらんいただきたいと存じます。第1款国民健康保険税であります。このたびの国保税条例改正により医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3区分となり、17億8,126万4,000円を計上いたしております。前年度に比べまして1億7,944万2,000円の減額、率にいたしまして9.2%の減少となっております。収納率につきましては、医療給付費分の一般被保険者現年課税分を86%、一般被保険者滞納繰越分を15%として積算いたしております。保険給付費や後期高齢者支援金分及び保健事業に必要な財源の確保と被保険者相互の負担の公平を図る観点から、本年度も収納率向上に努力することといたしております。

同じ10ページ、第2款使用料及び手数料であります。国保税の督促手数料及び新たに特定健康診査等手数料として歳入合計364万5,000円、前年度と比べまして304万5,000円の増額でありまして、主な要因は、国民健康保険税の単税化によります督促手数料の増額及び特定健康診査手数料の計上によるものです。

次に、11ページ、第3款国庫支出金であります。一般被保険者分療養諸

費等に係る定率国庫負担金、高額医療拠出金の4分の1を財政支援する高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金を計上いたしております。国庫支出金の合計額で申し上げますと23億1,119万9,000円で、前年度に比べまして3億9,379万1,000円の増額となっております。この主な要因は、制度改正により退職被保険者が一般被保険者へ移行することによる一般被保険者の増によるものです。

11ページ中段の第4款療養給付費等交付金であります。退職者医療制度の被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金3億680万1,000円で、前年度に比べまして10億6,600万5,000円の減額となっております。この主な要因は、前述いたしました制度改正による退職被保険者の減少によるものであります。

11ページ下段の第5款前期高齢者交付金であります。新しい制度で、前期高齢者に係る保険者間の負担調整制度であります。厚生労働省から示されました試算表に基づき計上いたしております。当該年度の保険者前期高齢者対象給付見込額と後期高齢者支援金額に対する前期高齢者の加入割合で算出されており、13億3,076万2,000円を計上しております。

12ページの第6款県支出金であります。高額医療拠出金の4分の1を財政支援する高額医療費共同事業負担金及び医療給付費等の7%を交付する財政調整交付金を計上いたしております。県支出金の合計額で申し上げますと、3億5,182万6,000円で、前年度に比べまして339万5,000円の減額となっております。この主な要因は、財政調整交付金のうち特別調整交付金の減額によるものであります。

12ページの第7款共同事業交付金であります。これは歳出の第7款共同事業拠出金に係る交付金でありまして、青森県国保団体連合会が実施主体となっております。再保険制度からの交付金であります。共同事業拠出金の合計額で申し上げますと7億8,991万8,000円で、前年度に比べまして1億3,631万5,000円の減額となっております。この主な要因は、拠出金に対する交付金額を平成18年度実績に基づき精査したことによるものであります。

12ページ下段の第8款財産収入であります。これは財政調整基金の運用利子の収入であり、名目計上であります。

13ページの第9款繰入金であります。これは財政調整基金及び一般会計からの繰入金で、財政調整基金繰入金は名目計上であります。一般会計繰入金は、基盤安定繰入金等を繰り入れするものであります。繰入金の合計額で申し上げますと3億9,925万円で、前年度に比べまして2億1,131万8,000円の減額となっております。これは、財政調整基金の繰入額の減によるもので

あります。

13ページ下段の第10款繰越金であります。前年度と同額の2,000円を名目計上いたしております。

次に、14ページの第11款諸収入であります。これは出産資金貸付金元金収入、第三者行為納付金等及び特定健康診査等受託料で、諸収入の合計額は1,006万1,000円を計上いたしております。前年度に比べまして256万5,000円の増額となっております。この主なものは、特定健康診査等受託料として介護保険にかかわる生活機能評価分の受託収入の増額によるものであります。

以上が平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算の概要であります。よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 歳出の18ページですけれども、第2款保険給付費、第4項出産育児諸費の中の出産育児一時金、これが前年度に比較しまして1,260万円減額になっておりますけれども、この内訳をお願いします。

次に、第5項の葬祭諸費の葬祭費、この比較も1,105万円ほど減になっておりますけれども、この内訳をお願いします。

次に、20ページの第8款保健事業費の第1項第1目特定健康診査事業費、新事業になっておりますけれども、この細部についてお願いいたします。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

まず、出産育児一時金についてでございます。金額が1,260万円減っているわけでございますが、内容は平成19年度が116人該当でございました。平成20年度が80人ですので、36名の減ということでこのように計上いたしております。見込みでございます。

それから、葬祭費のほうでございますが、ご承知のように75歳以上の方々、それから障害を持つ65歳以上の認定を受けた方、これらの方々が広域のほうに移りますので、国保の対象外となります。つきましては、昨年度、平成19年度は480人を見込みました。平成20年度は163人でございます。金額が平成19年度までは4万円、平成20年度は5万円となりますので、その調整をいたしてございます。

2点については、以上でございます。

特定健診についてでございます。委員ご承知のように、平成20年度から医療保険にこの特定健診とセットの特定保健指導が義務づけられました。むつ市では、当国保では対象者が40歳から74歳でございますが、1万7,550人が

国保の中の該当でございます。うち平成20年度に当むつ市国保で健診を予定している数は4,387名を予算計上いたしております。

もう少しむつ市の取り組みを申し上げますが、この健診は5年を1期として計画をつくらなければなりません。平成20年度から平成24年度までこの特定健診、特定保健指導のむつ市国保の計画をつくって、これによって進めることとなります。その計画でございますが、既に国保連協の審議を経て、あとは市長の決裁を受けるという段階になっております。この計画書ができましたら、議員の皆様それぞれ配布する予定になってございます。

この特定健診につきましては、ペナルティーというのがございます。保険者の実施義務でございますので、国で示した目標値をクリアしないと、第1期が終わります平成24年度の次の年、平成25年度に何らかのペナルティーがかかると。そのペナルティーの内容は、細かいところはまだ国で示していません。後期高齢者支援金というのがことし国保の会計にできました。この支援金の負担をプラス・マイナス10%にするのだということで、その概要だけが示されております。詳細については、今後政令で示すということになっておりまして、細かいところについては、まだ承知いたしておりません。

国で示している特定健診の目標数値でございますが、いわゆるこれだけは最低守りなさいという数値ですが、特定健診の実施率、これは平成24年度、計画の最後の年、ここで実施率は、さっき言いました40歳から74歳までの方々の65%以上です。最低65%を守りなさいと。それから、特定健診の保健指導のほうです。保健指導の実施率を、これは健診を受けて、あなたは保健指導を受けなさいよと言われた方々の45%以上を実施してくださいと、こういう内容になっております。その45%の中で、今度は保健指導をして、その成果を上げなさいというのがございます。これが10%、この辺の内容について、まだ細部はうちのほうでもまだ把握しておりません。国でも示していないところでございますが、この目標数値をクリアしないとペナルティーがありますよという制度になっております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ありがとうございます。

まず、保健給付費のほうからなのですけれども、今年の出生80人ということで、昨年と比べて36人減と見込んでいるわけです。そして、また葬祭費のほうですけれども、これは後期高齢者のほうに移行したというものの、去年の480人ということとそんなに極端に変わらないと思います。ということは、生まれるのが少ないと、死ぬ人が余り去年と変わらないということになれば、

それだけ人口減ということになるわけですね。私はあした少子化対策についてちょっと一般質問するのですけれども、要はこの少子化がこれから先どこまで続くのかなんて、そういう見通しはあるのでしょうか。どの程度まで減少するのかと。もしあったら教えてください。

次に、特定健診のほうなのですけれども、これは成人病検診とかということだと思えるのですけれども、いろいろ拘束といいますか、目標数値があるみたいですね。国の指針に対して実現できる見通しなのかどうなのでしょうか。以上です。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

少子化対策につきましては、当国保年金課だけではいかんともしがたいこととございまして、私のほうからは答弁のしようがございませんので、申しわけありません。

特定健診の実施のいわゆるできるかどうかということなのでございますが、新年度は特定健診については当むつ市は主として集団健診のほうを予定しております。集団健診で補完的に病院における健診をやるということに予定しているのですが、まず健診の受け入れが第一だと思っていました。県の総合健診センターでは段階的に健診の量を、量といいますか、対象人数、受け入れる人数をふやしていくというようになっていまして、その辺で少しずつ受診者がふえていくというように考えております。委員おっしゃるようには確かに大変厳しい数値でございます。ですが、5年ありますので、段階的にこの数字に近づけてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） 1つお聞きいたしたいと思えます。

督促の手数料、前年度600万円が今度は倍になって1,200万円ということなのですけれども、大変世の中も景気が悪くて、税金を納める人がいない現状はここ一、二年ばかりでなく、前からそういう実態があろうかと思えます。国保でなくても水道等も同じだと私は記憶しておりますけれども、そういう中で、また後期高齢者医療の分もふえてくるわけで、そうするとなかなか、後期高齢者医療のほうは年金等でもう引かれますけれども、国保の場合はなかなか税金も納めないという方が多いようで、そういうことで督促料が多くなったのではないかなと、こういう感じをしているわけです。その中で、むつ市の場合は何カ月でもって国保の保険証を発行しないのか、そしてそうい

う方が何世帯いるのか。その辺をわかりましたらお知らせ願えればと、このように思っております。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えいたします。

督促手数料でございますが、委員ご承知のように、新年度から国保税が単税化になります。今までの集合税から分離して国保独自の税となりますので、ですので件数は別にふえているわけではありませんが、今まで集合税だったために分割していたのですが、今度は1本ですので、単価が上がったということになりまして、こういう数字になっております。単価は100円になりましたので、そのために上がったと、件数はふえておりません。そういう意味です。

それから、資格証明書のお尋ねでございますが、平成20年3月1日ですが、ここで短期保険証が1,304、それから資格証明証が175という状況でございます。資格証明証はふえていないのですが、短期保険証が若干ふえているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 山崎隆一委員。

○委員（山崎隆一） この納めない関係で、差し押さえかけたとか、そういうふうな事例があるかどうか、その1点だけ聞きたいわけですがけれども。

○委員長（新谷 功） 税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 税務のほうで所管しておりますので、お答えさせていただきます。

先ほど国保年金課長が申しましたとおり、集合税として滞納処分をいたしております。それで、差し押さえ等も、数字はこちらに持っておりませんが、国保税に対しても差し押さえは行っております。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、収入のほうの10ページであります。たしか65歳以上からも天引きという形になるかと思えます。それで、そういう方の中で、まずいつの年金から天引きになるのかというのと、また天引きされる方の中で年金の半分を超える、そういう介護と国保、合わせて年金の半分を超えるという方は何人くらいいるのかというのをお聞かせ願いたいと思えます。

そして、2点目ですが、19ページのほうに入るかと思えます。高額医療費共同事業拠出金。説明では、何か高額医療の手続をしていない方がいるとい

うふうな話があったのですが、そういう手続をされていないで高額を自分で支払っているという方なんかはどのくらいいるものか。もしそういう人がいたら、市のほうで、例えばこういう手続すると負担がなくなるよというふうな形で指導はしているものかどうか、この2点よろしくお願いします。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

天引きは4月の年金からということになります。対象は2,025世帯です。18万円以上の年金を受けておられる方で介護保険料と合算して半分、2分の1を超えないという条件がございます。こういった方については、普通徴収でいくという内容でございます。

そのほかのことについて、まだうちのほうで把握していないところがございますので、その辺はちょっとここでご答弁できません。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 国保年金課総括主幹。

○民生部国保年金課総括主幹（大橋 誠） お答えします。

高額療養費につきましては、今年度から限度額認定証を出しまして、入院患者につきましては、病院の窓口で限度額だけ払えばいいということになっております。その他につきましては、一度本人が支払ってから国保の窓口で申請してもらって償還払いということになります。したがって、入院につきましては、ほとんどが限度額のみ負担で、あとは現物給付している状況でございます。

以上です。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 最初のほうの年金からの天引きは4月からということでしたが、中にはまだ周知徹底がされていないという状況もあって、天引きは10月からやるというふうな自治体もあるようです。この点については、各自治体で差がありますので、ぜひむつ市でも4月から天引きということであれば、全然周知されていない状況で、もう勝手に引かれるということですから、もう少し周知がされるまで天引きというのはやらないという方向で検討できないかどうかということになります。

2点目の高額療養費の現物給付、ほとんど手続しているというふうな話で、ほとんどというふうな表現で、中にはやっぱり知らないで全部払って、償還という形の手続されている方がいるやにありますが、もしそういう方がいたら、きちっと市のほうから指導してもらえないかどうか、そのところ、再度お願いいたします。

○委員長（新谷 功） 国保年金課総括主幹。

○民生部国保年金課総括主幹（大橋 誠） お答えいたします。

年金の天引きについてでございますが、むつ市では4月の支給分から予定しております。4月については、まだ税の賦課の前でございますので、これについては平成19年度の税額を6回で割って、そのうちの1回分を4月、2回分を6月、次の分を8月と、そこまでを仮徴収といたします。それで、6月時点で正式な賦課を終わりますと、10月から本徴収ということで、その3回支払った分との調整を図ってまいると、こういう方法になっております。

それから、高額療養費の支給漏れの件でございますが、中には支給申請されない方もおります。ただ、私どものほうで高額医療に該当する方のリストがございますので、支給申請してくださいという勧奨は常に行っております。

また、市政だよりを通してPRにも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） さっきの天引きのことですが、仮徴収ということですから、とりあえず徴収はしないで、10月から本格的に徴収する自治体もありますから、4月の仮徴収というのをやっぱりもう少し見直ししてもらえないかということであります。

次の高額医療、ちょっと私の言い方が悪いのか、私の知っている方で、何か手続することによって高額な、高い部分は本人が負担しなくていいというふうなことは、手続しないと何かできないのですよね。その手続をするのを知らないでいる方がいるみたいなのです。だから、そういう方を市のほうでもし知ったら、こういう手続をすると高額な部分は本人負担しなくてもいいよということを指導してもらえないかということをお願いしております。再度そのところを答弁お願いいたします。

○委員長（新谷 功） 国保年金課総括主幹。

○民生部国保年金課総括主幹（大橋 誠） お答えいたします。

年金からの特別徴収につきましては、10月からということになれば、総額を3回で割ることになりますから、かなり被保険者の方にとっては負担だと思います。したがって、仮徴収含めて年6回ということにしております。

それから、高額療養費につきましては、先ほど申しました入院の場合は限度額認定証というのを発行して、それによって病院の窓口では限度額だけにとどめるということになっておりますので、限度額認定証には手続が必要です。ただそれについても医療機関の窓口で入院される方については、国保に届けて限度額認定証をもらってくださいよと指導させるようにしていま

すので、そのほかにもまたいろんな機会を見ながら周知徹底を図ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 国保税の収納率についてお聞きします。私も去年まで国保運営協議会に5年いました。いろいろけんけんがくがくと課長連中と話をしましたけれども、この収納率についてはかなり討論しました。今回もこの数字でいけますかどうか、それが1点。

それから、最後の予備費、昨年より2億7,000万円も予備費がふえたと。予備費にしては余りにも大きな金額です。これは何か意味があってこんなに2億7,000万円も予備にとっておかなければならないものなのか、そのわけを教えてください。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

まず、収納率でございますが、実は国保特別会計、平成19年度は決算で赤字の可能性があるという状況になっております。もちろん今後の歳入の状況にもよるのでありますが、そういう状況になっておりまして、平成20年度の収納率については、より確実性の高いところを見込むというところで今回設定いたしました。前年度より2ポイント下げております。そのことによって、より正確な、そして均衡ある会計を維持できるということで設定したものでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

予備費でございますが、今申し上げましたように、平成19年度はちょっと会計は赤字の可能性があるという状況になっておりまして、当初会計、予備費を基金の積立金に盛るという手もあったのですが、赤字になれば、その後繰上充用等々の手段を講じなければならないという、そういう新年度の事情もございまして、とりあえず予備費に計上しておいたということでございます。

それから、3億4,000万円は大きいのではないかというご意見でございますが、むつ市国保の保険給付費1カ月約3億5,000万円前後でございます。会計の規模からいきますと、確かに金額は大きいのですが、率的にはそれほど大きな額ではないということでございます。新年度の状況を見て、このうちある程度のものを基金のほうに積み立ててまいりたいと、このように考えております。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（新谷 功） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 今説明受けました。収納率は確実性を見て、このパーセ

ントにしたというわけですので、目標をちょっと下げたでしょう、これは。それは、やっぱり何でも目標というのは高く掲げなければだめなので、たとえば目標を下げて、収納率の向上をひとつ図っていただきたい、そのように思っております。

それから、予備費ですけれども、今説明を受けてわかりましたけれども、基金なら基金と、ここにかえて入れたほうがすっきりして、2億7,000万円も予備費があるというのは、ちょっと異常な感じがしたものですから、今お尋ねいたしました。

以上で終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。川端一義委員。

○委員（川端一義） 収納率の関係で半田委員に関連してお尋ねします。これまでの税の徴収方法として、新年度からは国保税は別納入になるというお話をこれは受けていたつもりなのですが、その意味では、言うなればポイントが上がるのではないかという感じを私は持っていて、といいますのは、私も一納税組合の組合長をやっておりますが、やはり我からして厳しくなりますと、家計が苦しくなりますと、どうしても滞納の傾向になってしまう。これまで一緒なわけですから、固定資産税、市民税、その他もろもろ一緒に、よしんば医療保険証がストップになっても払えないという実態があったかと思うのです。その意味では、分離されますと、やはり医者にかかりたい、かからなければならぬという現実がありますから、先にそちらのほうを、では払っておこうかと、こういうことにもなるような気がしまして、その意味で厳しい会計の中ですから、バランスをとりたいという事務当局の事情はわかりますが、総体的にむしろプラスになるのではないかと、ポイントが上がるのではないかと思うのです。部長でもいいですが、その総体的なそういう方向性、どういう可能性があるのか、どう見ておられるのか、担当でも構いませんので、その辺のご意見をお聞かせください。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、収納率については単税化したことによって上がるだろうという予想は我々もいたしました。ですが、ただいま申し上げましたように、税率改正はマイナスに作用するだろうと。当然税率が上がりましたので、その辺ではやっぱりまだ現状を見て、現状に合わせたほうが現実性が高いだろうと、収納に関して、そういうことでこの線に抑えました。我々のほうでも議論いたしました。会計が余り厳しくない状況であれば、まだ手の打ちようもあるのでありますが、基金はゼロであります。赤字の可能性が

状況でありまして、より確実なところを押さえる必要があったために、このような率をとらせていただきました。ご理解をお願いいたします。

○委員長（新谷 功） 川端一義委員。

○委員（川端一義） 事情はわかりました。まさに基金がない状況では、よりよく入り、出るを見なければならぬ、こういう事情はよくわかりました。そういった税率、税が上がることによって負担能力の厳しい時代ですから、そういう事態にもなりかねない要素は確かにありますが、どうぞひとつ単税化したということを宣伝しながら、よく周知しながら、まず市民の健康を守るということは、その他の市の財政にとってもむしろ有利になることなのですよね、国保会計だけでなく。その幸せにもつながります。早く病院にかかって、軽いうちにかかって、大きな医療費がかからなくして治って元気になって幸せになっていただく。このパターンでは、やはり国保会計のその意味では健全な運営というのも大事ですから、ひとつ単税化したことは、納めやすくなったことも大いに宣伝しながら会計を保ってほしい。

要望して終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第44号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、国保税15.1%の値上げが反映されている予算であります。夫45歳、収入320万円、妻40歳、収入98万円、子供15歳の家族は27万5,000円から32万4,400円と4万9,400円の値上げとなります。また、65歳以上の方々からの国保税は年金からの天引きというやり方も許すわけにはいきません。

日本は、納税者の権利というものが全くない国となっております。本人の了承もなしに年金から天引きというものは、年金という制度そのものを破壊する行為にほかなりません。年金という制度と納税という制度は全く違う制度であります。事務効率が上がるなどというだけのために年金を受ける権利を破壊してしまうことは許すことはできません。当面普通徴収にして、周知徹底をしてから10月なり12月なりの天引きという方法も考えるべきであります。

地域経済の停滞のうえに国による増税と負担増の連続、そして灯油や食料品等諸物価の値上げという中で市民の生活がどんどん追い込まれておりま

す。むつ市としては、安易に市民負担を求めるべきではありません。もっと事務事業の見直しを進め、市民負担を最小限に食いとめる義務があります。

本案に反対いたします。委員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第44号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者5人）

○委員長（新谷 功） 起立多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

午後 零時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（新谷 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第45号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） それでは、議案第45号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成20年度から始まる後期高齢者医療制度に基づき、議案第10号で設置のご提案を申し上げております特別会計でありまして、制度の実施、運営は保険者である青森県後期高齢者医療広域連合が行いますが、保険料の徴収事務と各種給付に係る申請の受け付け、相談等の窓口事務は構成市町村がそれぞれ担うという役割分担になっております。このことから、本会計はむつ市に居住する被保険者から保険料を納付していただき、それを広域連合に納付するための会計であります。予算編成に当たりましては、後期高齢者医療の対象者を年平均7,300人と推計し、諸費用を積算した結果、平成20年度予算額は歳入歳出とも4億5,198万1,000円となっております。

それでは、概要について歳入からご説明を申し上げます。予算書の7ページから8ページにかけてごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料であります。これは青森県後期高齢者医療広域連合が被保険者の平成18年中の所得に基づき算出したものから低所得者

に係る保険料軽減額分及び収納率を加味し積算したものであります。

第2款手数料は、普通徴収に係る督促手数料であります。

第3款繰入金は、低所得者に係る保険料軽減分を一般会計が補てんすることで財政の安定化を図る保険基盤安定制度に基づくもので、第1款の保険料軽減額と連動するものであります。

第4款諸収入は、保険料納付に係る延滞金及び還付加算金等に係るものでありまして、それぞれ1,000円を名目計上いたしております。

次に、歳出についてであります。予算書の9ページをごらんください。まず第1款後期高齢者医療広域連合納付金であります。これは歳入のうち第1款後期高齢者医療保険料、第3款繰入金及び第4款諸収入のうち延滞金部分を合わせて青森県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

第2款諸支出金は、保険料を還付する際に還付加算金が生じる場合に備えての名目計上であります。

第3款予備費は、不足の経費支出に備えるための措置であります。

以上が平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。よろしくお願いたします。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いたします。

まず、対象者が7,300人ということでありましたが、この中でひとり暮らしの方は何人いるのかということと、あとこういう制度があることをなかなか知ることが困難な方もかなりいるかとは思いますが。そういう方に対する周知徹底というか、そういう点はどういうふうになっているのかということです。そういう人に対しては、年金があれば自動的に天引きをしていくものなのかどうか、そこら辺の対策、よろしくお願いたします。

もう一点が、先ほど国保税のところでもちょっとお尋ねいたしましたが、やっぱり年金から、もう4月からもう天引きするという点で、先ほど追及が余りよくなかったのでありますが、やはり最初普通徴収をして周知徹底してから天引きに切りかえるという点でもぜひとも検討できないかどうか、よろしくお願いたします。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

ひとり暮らしがどれくらいあるかということについては、正確には数字は把握していないのですが、3分の1程度がひとり暮らしであろうと、このように見ておりました。

それから、広報の関係でございますが、市の広報及び、この間は広域連合のチラシを毎戸配布いたしました。それから、団体に対する説明会も実施しております。希望によって実施しているのですが、老人クラブ等今後も3件ほど入っております。この間は、納税組合のほうの説明会、納税組合の総会でしたかで説明をいたしました。今後ともいろんな団体が説明をしてくださいというようなときに説明に出向いてまいりたいと思います。

それから、そちらは団体のほうで、個々のほうの例えば保険料の相談ですとか、手続の相談ですとか、それらについては、窓口及び電話で対応してまいりたいと、このように考えております。窓口の横のところ、何人かずつ見えて相談に来ておりました。よろしく願いいたします。

特徴は10月からできないかということでございますが、これは広域連合の指導等もございますし、10月からにしますと、やっぱり1回の額が大きくなってしまいますので、できるだけ広くというか、回数を多くして1回の分を減らそうという考えで進めてきておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） まず最初のひとり暮らしの方が3分の1で、この方達がきちっとこの制度を認識できる方ばかりだといいいのだけれども、病院に長期入院している方だとか、目がもう見えない方だとか、そういう方はほとんど知らないでこの制度が始まってしまうということですから、そこら辺の対策をやっぱりしっかりと市のほうとしてはとってもらいたいのであります。それこそ個々の分野に入るとは思います、そのこのところの対策をお聞きいたします。

それと、今回の定例会でこれが議決されて、それこそどういう形で、個人にすぐ、こういうふうに決まりましたということで、あなたの保険料はこのくらいですということで郵送されるのか、それこそそれがないままで4月から天引きされるというのは、やはり社会的なルールというか、知らせないままにもう4月から天引きというのは、かなり無理なやり方ではないかなというふうに思いますから、きちっとその通知が届いた後にそれなりの対応をするという形になってほしいのですが、そこら辺がどうなっているかということを再度お聞きいたします。

あと先ほどの天引きであります、10月からだと額が大きくなると言いましたが、私は最初普通徴収で今までどおりやってくださいというふうに言ったのです。周知徹底されてから順次切りかえるという形は今までどおりですから、何もいきなり10月から全部請求しろというわけではありません。今ま

でどおりの普通徴収の仕方で最初やってくださいと、そういうことが検討できないかどうかということを知っていました。お願いします。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長補佐。

○民生部国保年金課長補佐（田中宏司） お答えいたします。

周知の方法なのですが、来週保険証を送付する予定なのでありますが、その中に広域連合で若干の説明を入れたパンフレットみたいなものが入る予定でございますので、個々の方にもわかっていただけるのではないかなと思っております。

年金の特徴、普徴の件なのでありますが、もう既に1月の時点でデータがもう送付されておりますので、今から4月特徴をなくするというわけにはちょっといきませんので、ご理解していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） やっぱり4月からの天引きについてであります、その保険証にパンフレットが挟まっているからいいのではないかとありますが、やはり個々に当然あなたの保険料は幾らというのが、それに一緒に入っているということですのでよろしいのでしょうか。そこのところ、とにかくあなたの保険料は幾らですよというのをきちっと知らせた後に天引きという形にやっぱりなるのが当たり前ではないかなと思っておりますので、そこのところを再度確認いたします。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長補佐。

○民生部国保年金課長補佐（田中宏司） お答えいたします。

4月の年金が4月15日に恐らく支給されるかと思っておりますけれども、ちょっと遅いのでありますけれども、その大体1週間ぐらい前までには広域連合からあなたの保険料は幾ら、幾らですよというような通知が来ますので、それをもって送りたいと思っております。

以上です。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） ちょっとお聞きしますけれども、今制度が変わって老人は各々、保険料を天引きされますよね。今例を言いますけれども、うちはいいさん、ばあさん、4人一緒に住んでいます。今までは保険料はいいさん、ばあさん払わないで、みんなまとめて来ますから、私どもが払っています。ところが、今の制度になると、いいさん、ばあさんは年金からもう天引きされてくるのです。それで、収入が減ると、がっくり来ているわけです。そうかといって、また我々が、その分だと金払う何物もないし。やはりこういう

制度は、市の裁量に任せることはできないのですか。例えば今までどおりに払っているところは我々が払うとか、天引きしないで、それともどうしてもこれは天引きしなければならないのかどうか、ちょっとそれを教えてください。

○委員長（新谷 功） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（河野健二） お答えをいたします。

広域連合の保険料の年金からの天引きでございますが、これは法律の決定でございますので、市町村ではどうにもならないのでございます。

それから、保険料がおじいさん、おばあさんから差し引かれることになるのですが、その分例えば委員のお宅でありますと、委員の国保の保険料が減るということになりますので、その辺をご理解願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（新谷 功） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） だから、さっき言ったように、我々はいいわけです、保険料安くなるから。ただ、うちばかりでないと思うよ、親の面倒を見ている人は。ただ、じいさん、ばあさんが年金から引かれるものですから、その分収入が少なくなるわけです。そうかといって、我々はその分だと、また出してやるほどでもないなと思って。ただ、じいさん、ばあさんががっくりするということで、そういう制度があったらと思いましたがけれども、これは法律だから仕方ありません。

以上で終わります。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第45号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 議案第45号に対し、反対討論を行います。

本案は、4月から実施される後期高齢者医療制度導入にかかわるものがあります。この制度は、これまでも本議場において繰り返し指摘しましたように、75歳以上の高齢医療費抑制を目的としたもので、75歳以上を別枠の制度で囲み、1点は介護保険同様に年金からも保険料を天引きする、2点は保険料を滞納すれば保険証を取り上げる、3点に受けられる医療に制限を加えるという内容を持つ制度であります。

現首相にして国民皆保険制度のもと、高齢者を特別な制度としている他国の例は把握していないと述べざるを得ないほど世界で例のない制度であるこ

とが指摘されています。これが現在のうば捨て山と言われているほどひどい制度であると言われているゆえんであります。

当市議会では、平成19年12月定例会において、この制度の凍結と全面的見直しを求める意見書を可決し、市民の強い要望にこたえております。

以上にかんがみ、議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第45号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者4人）

○委員長（新谷 功） 起立多数であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） それでは、議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計は、平成20年4月から新たに始まる後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年3月分までの医療費及び高額医療費等の医療給付を行うだけのものでありまして、平成20年3月の1カ月分の医療費及び3カ月分の高額医療費等を推計しまして、諸費用を積算いたしております。この結果、平成20年度の予算額は歳入歳出ともそれぞれ3億9,030万8,000円となり、前年度と比較しまして、金額で40億2,693万4,000円、率にいたしまして91.2%と大幅なマイナスとなっております。なお、本会計は歳出の医療諸費の金額に対しまして、老人保健法に規定されております負担割合で社会保険診療報酬支払基金、国、県、そして市がそれぞれ負担し合って運営している特別会計でありますことから、順序が前後いたしますが、まず歳出の主なものから、その概要をご説明申し上げます。

予算書の9ページをごらんください。第1款医療諸費であります。第1目の医療給付費は、被保険者が保険医療機関等で受けた医療に対して給付を行うものでありまして、3億7,278万1,000円と歳出総額の95.5%を占めております。また、ほかに高額医療費、補装具等現金支給にかかわる医療費支給費のほか、診療報酬明細書の点検に係る審査支払手数料を計上いたしております。

まして、医療諸費合計額で申し上げますと3億9,024万1,000円、前年度に比べまして40億2,624万8,000円の減額となっております。

次に、第2款公債費であります。これは医療諸費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書の7ページから8ページになります。まず、7ページの第1款支払基金交付金であります。医療諸費のうち医療給付費及び医療費支給費に所定の割合を乗じて算出した医療費交付金と診療報酬明細書の審査支払手数料は費用の全額を見込んで計上いたしております。支払基金交付金の合計額は2億289万3,000円で、前年度に比べまして21億622万9,000円の減額となっております。

第2款国庫支出金であります。これは医療費国庫負担金で所定の負担割合を乗じて算出し、1億2,489万8,000円を計上いたしております。前年度に比べまして12億8,001万2,000円の減額となっております。

第3款県支出金であります。医療費県負担金も所定の負担割合を乗じて算出し、3,122万5,000円を計上いたしております。前年度に比べまして3億2,000万2,000円の減額となっております。

続きまして、第4款繰入金であります。むつ市の所定の負担分及び一時借入金利子分として一般会計から繰り入れされるものであります。繰入金の合計額は3,129万円で、前年度に比べまして3億2,069万1,000円の減額となっております。

次に、8ページの第5款諸収入であります。給付の原因が交通事故など第三者行為によって生じた医療費に対する損害賠償金等であり、2,000円を名目計上いたしております。

以上が平成20年度むつ市老人保健特別会計予算の概要であります。

なお、本会計は高齢者の医療の確保に関する法律により、未請求の医療費支払いに対応するため、平成22年度まで存続することになっております。よろしく願います。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第46号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、後期高齢者医療制度を受け、3年後には廃止となる特別会計であ

ります。大問題となっている後期高齢者医療制度を反映している本予算に反対いたします。委員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第46号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者4人）

○委員長（新谷 功） 起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） それでは、議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書6ページをお開きください。

平成20年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ42億1,134万2,000円となり、前年度予算と比較いたしますと4,614万7,000円、率にして1.1%の減となっております。

まず、歳入についてご説明いたします。予算書の7ページ、第1款保険料であります。これは、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収保険料の収納率は100%、普通徴収保険料の収納率は86%、滞納繰越分の収納率は11%で、全体の収納率は95.4%を見込んでおり、前年度と比較して0.1ポイントの増となっております。前年度予算と比較して2,488万5,000円の減となりますが、これは前年度決算見込みを踏まえ積算した結果、減となったものであります。

次に、第2款分担金及び負担金であります。これは、下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各町村負担分であります。負担割合は、実績割が75%、均等割が25%であります。

次に、第3款使用料及び手数料であります。これは、督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費の15%と居宅給付費の20%の交付を見込んでおります。

次に、8ページ、第2項国庫補助金、第1目調整交付金であります。これは、後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに市町村間の財政の不均衡を是正するために交付されるものでありまして、保険給付費のおよそ6.5%を見込んでおります。

次に、第2目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の25%を見込んでおります。

次に、第3目地域支援事業交付金であります。これは、包括的支援事業、任意事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の40.5%を見込んでおります。

次に、第5款支払基金交付金であります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金にあたっては保険給付費の、第2目の地域支援事業支援交付金にあたっては介護予防事業費のそれぞれ31%を見込んでおります。

次に、第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費の17.5%と預託給付費の12.5%を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金であります。これは、財政安定化基金支出金の受け入れに対応するためのものであります。

次に、9ページ、第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の12.5%を見込んでおります。

次に、第2目地域支援事業交付金であります。これは、包括的支援事業、任意事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の20.25%を見込んでおります。

次に、第7款財産収入であります。これは、財政調整基金の運用利子収入を見込んでおります。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金であります。これは、本会計に対する一般会計からの繰入金の見込額であります。

次に、10ページ、第2項基金繰入金であります。これは、歳入不足額を基金の取り崩しにより補てんするためのものであります。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料であります。これは、第1号被保険者に係る延滞金であります。

次に、第2項雑入のうち第1目第三者納付金及び第2目返納金は、交通事故等の第三者行為に係る納付金及び不正利得等の返納金に対応するための予算措置であります。第3目雑入は、地域包括支援センターが行う要支援者の

介護予防プラン作成に係る事業収入であります。

次に、歳出についてご説明いたします。まず、11ページ、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。これは、介護保険特別会計の運営に係る事務費でありまして、地域密着型サービス運営委員会に要する経費等であります。平成21年度からの高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を作成するための委託料及び介護保険料激変緩和対応システム改修業務の委託料を計上したことにより、前年度と比較して821万3,000円の増となっております。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費であります。これは、介護認定に要する経費でありまして、介護認定審査会委員の報酬、一般職員の給与費、介護認定審査会システムの保守委託料及びシステムのリース料が主なものであります。

次に、第2目認定調査等費であります。これは、介護認定のための調査に要する経費でありまして、介護認定訪問調査員の報酬、費用弁償のほか、主治医意見書作成手数料などが主なものであります。

次に、12ページ、第3項計画策定委員会費であります。これは、平成21年度からの介護保険事業計画を作成するための委員会の運営に要する経費であります。

次に、12ページから14ページにかけての第2款保険給付費であります。これは、居宅介護サービス、施設介護サービス、居宅介護サービス計画、介護予防サービス等の法定負担分に要する経費で、歳出全体の95.1%を占めております。

次に、14ページ、第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、第1目介護予防高齢者受託事業費であります。これは、地域包括支援センター運営協議会の運営に要する経費及び高齢者の運動機能等の向上を図るための経費であります。

次に、15ページ、第2項包括的支援事業・任意事業費、第1目介護予防ケアマネジメント事業費であります。これは、包括的支援事業等を担当する職員の給与費のほか、地域包括支援センター委託料が主なものであります。

次に、第2目権利擁護事業費であります。これは、権利擁護ネットワーク委員会の運営に要する経費が主なものであります。

次に、16ページ、第3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費であります。これは、地域ケア会議の運営に要する経費が主なものであります。

次に、第4目任意事業費であります。これは、地域の実情に応じた支援を行うことを目的とした事業で、食の自立支援サービス、家族介護教室及び家

族介護者交流事業に係る委託料並びに家族介護用品支給費及び家族介護慰労金の扶助費が主なものであります。

次に、第3項介護予防給付支援事業費であります。これは、地域包括支援センターが行う要支援者に対する介護予防プランの作成業務等に要する経費であります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金であります。これは、市町村の介護保険事業の財源不足について貸し付けや交付を行い、事業の財政安定化を図るため県が設置しております財政安定化基金への拠出金であります。

次に、17ページ、第5款基金積立金であります。これは、財政調整基金の利子を積み立てるものであります。

次に、第6款公債費であります。これは、保険給付費の支払いに要した一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金であります。これは、保険料の還付金と国、県一般会計及び支払基金への償還金に対応するための予算措置であります。

次に、第8款予備費であります。これは、保険給付費の急な支出増に対処するための予算措置であります。

以上であります。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

国保税引き上げに伴って、たしか介護納付金というのも所得割が1.25から2.21、均等割が8,500円から1万2,700円と上がったのでありますが、そこがどこに反映されているか、ちょっと教えてもらえればなと思います。

○委員長（新谷 功） 横垣委員、ちょっと聞こえなかったそうですので、もう一度。

○委員（横垣成年） 介護納付金分という点です。ちょっとこれが介護と、この会計とどう結びついているのか、ちょっとはっきりわからないのでありますが、今国保税の値上げでこの介護納付金も値上げされたのです。ですから、その値上げ分がここにどのように反映されているかというのを知りたいなというふうに思いました。というのは、これを見ても収入のほうで介護給付費繰入金もマイナス951万円となっているし、ふえているところがちょっと見当たらないので、7ページの介護給付費負担金もマイナス2,076万円ということで、この引き上げ分がどこに反映されているのかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） お答えいたします。

介護納付金というのは、先ほどの国保の会計のほうで出てきたものだと思うのですが、国保の会計では、支払基金のほうに第2号被保険者の保険料として支払うこととなります。その支払基金でプールしたものをいわゆるむつ市の介護の給付の割合に応じて支払基金が介護保険のほうに31%分を交付するという形になっております。ですから、実際値上げがあった部分が出てくるというわけではなくて、支払基金のほうでプールして、それで県内の各介護保険の事業者に対して、その31%分を補てんするという形になっております。そういう形になっておりますので、直接介護保険のほうにその値上げの分が入ってくるというふうな形ではございません。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） でもやっぱり介護納付金、40歳以上の方が、現役の方が負担する部分だと思うのですが、この負担の引き上げがこれにストレートに反映されていないとなると、当然市民としては負担が多くなったというのが現実で、やっぱりその分がどういう形で反映されているのかわからないというのがなかなかちょっと、どういうふうに見たらいいのか、その分の影響はどのくらい、例えば31%来るといえるのだけでも、今までが例えば1億円だったのが1億2,000万円、その部分が来ているとか、そういう形で教えてもらうことはできないものでしょうか。この値上げ分がどの程度むつ市に来ているか。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 説明が悪くてなかなか理解ができないようですので、改めて説明をしたいと思います。

まず、介護保険の仕組みになるわけなのですが、国、県、それから市町村が50%を負担すると。残りの50%は、いわゆる若年層、40歳から64歳までの方が31%を負担すると、残りの19%がいわゆる第1号被保険者であります65歳以上の方が負担するという、そういうシステムになっております。その65歳以上の分については、うちのほうで直接年金等から天引きしまして収入になるわけです。その40歳から64歳までの31%分については、各保険者、いわゆる国保であれば国保、社会保険であれば社会保険の方が、その部分を徴収しまして、支払基金に一たんプールします。その辺がわかっていたらありがたいのですが、国保も負担しますし、例えば我々みたいな共済組合も負担します。それから、健康保険のほうも負担します。それを31%の部分を徴収して支払基金にプールします。そのプールされた総額の中から青森県だったら青森県の全部の市町村が行う給付分、いわゆる介護の給付を

行う部分の31%の財源にするために基金が市町村に給付するという形になります。介護給付費の歳出に盛った部分、それから介護予防事業の部分の31%を向こうのほうからむつ市のほうに戻しています。そういう形になります。

それは、なぜそういう形になっているかといいますと、いろいろ各保険者が、40歳から64歳の部分を徴収している形になりますので、健康保険保険料と同じ形で徴収していることになりますので、一たん支払基金のほうにプールする必要があると。その支払基金が各事業者の負担しなければならない額をどうするかによって、徴収する額が変わってくるというふうな形になります。わかっていただけましたでしょうか。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） この介護保険の予算を見ると、全部で4,614万7,000円歳入歳出減額になっておりまして、当然介護納付金を引き上げなければいけないということは、結局この介護保険の支出がふえる予想であるから介護納付金の値上げがされたのかなというふうに私は思うのです。それが青森県全体でプールするといつて、県全体がそれはふえているかもしれないけれども、むつ市はこの予算を見る限りでは減っているのですよね、給付総予算額が減っているのに介護納付金が引き上げになるというのは、むつ市民としてはどうも納得がいかないと思うのです。そここのところをどのように考えているのでしょうか。教えてもらいたいと思います。

○委員長（新谷 功） 介護福祉課総括主幹。

○保健福祉部介護福祉課総括主幹（岩崎若男） お答えします。

たまたま国保年金課から借りた資料があります。これによりますと、平成20年度納付金の金額の見込み計算方法ということで毎年全国一律のものが来ます。例えば平成18年度ですと、1人当たり4万3,200円掛ける被保険者数で出してくださいと。平成20年度ですと、単価が上がってしまっていて、4万9,700円の被保険者数分で納めてください。そしてあと見込み伸び率というものを掛けるのですが、したがってむつ市が高くなった、安くなったではなくて、向こうから請求に基づいて、支払基金からの単価請求に基づいて一律に出さざるを得ないと、そういうふうな中身になっています。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 18ページの手当、前の手当と違いますので、余り細かいと思うのだけれども、ちょっと納得がいかないなので、お聞きします。

昨年より職員数は1人ふえましたね。その割には時間外勤務手当が前年度が6人で126万円だったのが、たった1人ふえて倍以上の267万円。141万円ふえているわけです。これは1人ふえて、こんなにその人が残業をやったの

かな。

それから、もう一つ扶養手当、1人ふえたのに前年度の42万6,000円が134万円になってしまう。91万5,000円ふえているわけです。これはたった1人の増で、こんなに時間外とか扶養手当が変わるものかな。異動して、子供が3人も4人も5人もいる人が来ても、ちょっと私は腑に落ちないのだ。このところちょっと説明してください。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） ただいまの時間外の件なのですけれども、1人ふえたためにこういうふうにふえたというふうではなくて、総体的なものです。といいますのは、あくまでも昨年度の当初予算との比較でございますので、昨年度の当初予算を積算した段階では、昨年度の人事異動の部分は入ってございません。したがって、4月の人事異動の中で人がかわるというふうなことになりますと、その人の異動によって単価が変わってくるというふうなことです。1人がふえたから100万円がふえたとか、そういう意味ではなくて、総体的な人員の異動の中でこれだけ増減が出たというふうなことです。ご理解をいただきたいと思います。

扶養手当も同じ考え方です。昨年度積算した段階では扶養がいる方が少なかったと。今回異動等によって洗い直した段階では扶養がつく方が配置になったというふうなことになります。

○委員長（新谷 功） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 要するに人事異動がまだ発令されなかったから、積算を甘く見たと、そういうことでしょうか、やっぱり。そうだと思うのだよ。やっぱりことしだってまだ人事異動が発令されていないのに、時間外もこんなに余計見るものかな、これ。決算でないでしょう、来年のやつでしょう、これは。来年度のやつでしょう。これをそんなに今から見ると、時間外もこんなに多く見るの。これは、ことしのあれを見て積算してやったらしいのだけれども、そうすると前年度がちょっと甘く見過ぎたということでしょうか。扶養手当だってこれはまだ91万ちょっと多いのだけれども、そこをちょっと。

○委員長（新谷 功） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） 舌足らずでおわびいたします。

これは、介護保険の特別会計に限らず一般会計もすべての会計の人件費についてはそうだと思うのですけれども、平成19年度の予算の積算に当たりましては、平成18年度の段階で配置された職員数、職員の一人一人の給与部分について計算したうえで載せてあります。現在平成20年度の予算を出していますけれども、これも平成19年度、今現在配置になっている職員、それにプ

ラス増減がある場合は、その増になるだろうと。いわゆる平均の職員の給与の分とかというのを積算して出しておりますので、実際4月の段階で人が異動になったとしますと、かなりのずれが出てくることは間違いございません。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第47号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算に反対討論を行います。

本予算は、前年度に比べて4,614万7,000円減額の歳入歳出予算となっております。しかしながら、介護納付金という部分が引き上げられ、歳入歳出とも減っているにもかかわらず、介護納付金の引き上げが反映されているという点で大変不思議な予算でございます。市民の負担増を反映している本予算案となっておりますので、本予算案に対して反対討論を行います。委員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

議案第47号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者19人、起立しない者4人）

○委員長（新谷 功） 起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

ここで午後2時10分まで休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○委員長（新谷 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第48号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、予算書が別冊になっております議案第48号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず、6ページの総括表をごらんいただきたいと思います。平成20年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも16億5,949万円で、対前年度比では1億462万8,000円、率では5.9%の減少となります。

次に、7ページをお願いいたします。1款1項の分担金及び負担金は、川内、脇野沢地区にかかわる受益者分担金とむつ、大畑地区の受益者負担金でございますけれども、前年度比359万2,000円減の3,013万9,000円と見込んでおります。負担金の減額要因は、平成15年に最も広範囲で供用開始されたむつ地区の分割納付分が平成19年度で完了し、平成20年度から減少するためでございます。

同じく1款2項の使用料及び手数料のうち1目と2目は施設の使用料で、3目と4目は工事店申請認可や工事検査及び滞納者にかかわる督促等の手数料で、総額では9,062万6,000円を見込んであります。下水道使用料の増額は、接続件数を前年度比145件増加の1,611件を見込んだ結果でございます。

2款国庫支出金でございますけれども、下水道建設事業費5億4,000万円に対する半額の国庫補助金2億7,000万円であります。前年度比で減額となっておりますが、市の財政状況を考慮し、建設事業費を減額させたことに伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。3款財産収入でございますが、これは科目を設定する目的で1,000円を計上しているものでございます。

4款の繰入金のうち1項一般会計繰入金は、むつ市一般会計から繰り入れていただくもので、5億6,000万円を見込んでおります。

次の基金繰入金ですが、平成19年度まで旧大畑町にかかわる減債基金を繰り入れするために科目を設けていましたが、なくなりましたので、廃項するものでございます。

5款繰越金は、科目を設定する目的で1,000円を計上したものであります。

6款諸収入のうち1項1目の延滞金は、受益者分担金、負担金の滞納額に対する延滞金の科目設定で、2項1目の雑入は消費税及び地方消費税の還付金で、前年度比608万2,000円増の1,642万2,000円を見込み、計上しております。

9ページ、7款市債でございますけれども、これはそれぞれの事業に伴う起債でございます。前年度比8,590万円減の6億9,230万円の借り入れ予定額を計上いたしております。減額の要因は、建設事業費を抑制したことに伴うものであります。

次は、歳出であります。10ページをお願いいたします。1款事業費、1項総務管理費の1目一般管理費の主なものは、職員8人分の給与費のほか、

13節は使用料徴収事務や下水道台帳作成業務の委託料で、19節は会費負担金のほか、排水設備工事にかかわる利子補給金や助成金でございます。

2目から4目は、管渠及び市内6カ所の下水処理場の維持管理費でございます。

11ページの2項、建設事業費の1目下水道整備費の主なものは、職員4人分の給与費のほか、13節委託料は測量設計分8件、それと公共事業再評価業務分といたしまして7,660万円、15節工事請負費は、補助分、単独分を合わせました管渠工事実施予定、平成20年度は19カ所、その延長5,003メートル分といたしまして5億1,300万円、19節の負担金は、川内地区で県が代行して行う事業2億3,000万円の事業に対する市の負担金5,267万円でございます。

第2款公債費には、長期債の元金及び利子の償還金及び一時借入金の利子を合わせました総額7億2,756万6,000円を計上いたしております。

12ページの予備費でございますが、平成20年度は計上せず廃款といたしております。

以上が平成20年度の下水道事業特別会計の概要でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 下水道事業特別会計に若干お尋ねいたしたいと思います。

来年度も市債で6億9,230万円、借金ですね、それを盛っているわけです。一般財源のほうから5億6,000万円という大変大きな金がこの下水道事業にかかっているわけなのですが、そしてこのように借金して、当然必要なものは私は必要だと思っています。でも、これはあくまでも下水道の場合は基本的には受益者負担ということが大前提だと私は思っています。ということで、使用料とか分担金とか負担金のほうのあれなのですが、その収入で1億2,000万円入っているわけなのですが、それでもって経費が全然賄われていないわけでございます。このままでいけば、一般財源のほうからどんどん借用するというか、繰り入れするというのが見えていますので、この辺のところをどのように考えているか。

また、埋設というか、布設しても契約件数、どの程度契約されているのか。やはり収入がふえるということは、契約する方が当然ふえなければならないということが大前提でございますので、どのくらいの契約件数があるものか。

また、この契約のために市民に対してどのようなお願いをしているのか。当初下水道が始まったときに、たしか下水道課か何かわかりませんが、ポスターをつくった経緯を私は知っているわけです。お金がかかりますので、ゼ

ひ皆さん毎年幾ら幾らためて、この供用開始のためにお金を蓄えていてくださいというPRポスターをつくった経緯を、私はわかっているわけですが、それが最初ばかりで、何かそういうのも見えていませので、また旧消防署にもたしか看板ありましたね。それもないということで、その辺のところをどのように考えているのか。

また、下水道と合併浄化槽、浄化槽は浄化槽のほうで、下水道の届かないところという考え方もあると思いますが、この整合性です。やはり合併浄化槽のほうは今年度も一般会計のほうで盛られています。今後はどのようにしていくのかということをお聞きしたいと。

また、この工事は今現在柳町が行われています。来年度も5億幾らですか、やられるわけなのですが、聞くところによりますと、柳町方面ということで、どこまで、いつまでこの下水道工事を進めるのか、それもお聞きしたいと思えます。

また、ちょっと多いのですが、大変申しわけありませんが、16ページです。金額が多いところで、110億円ですね、これは要は起債、借金なわけだと思います。これは、恐らくむつ地区だけか、また大畑地区、川内地区、脇野沢地区を入れた金額は私わかりません。でも、現実にこの110億円という借金があるわけです、返していかなければならない金。今年度は幾らですか、6億9,230万円ですか、今年度はこのぐらいたまた借金しているわけ。そして、また5億2,978万8,000円を返すお金だということだと思えますが、これは幾らの、何年度の計画でこれを解消するものか。また、これを解消するためには当然財源が必要でございます。その財源をどのように考えているのか、まずとりあえずその辺をお聞きいたします。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

かなりの項目についてのお尋ねでございますが、経費がかなり多くなっているというふうなことでございます。それは、これまで管渠、本管の整備をして、さらに浄化センターの整備をしたことに伴ってかなりの費用がこれまでかかっております。それに対しまして、負担金、分担金、あるいは使用料等がそんなに何分の1かになっているわけでございますけれども、それから最後になりました起債の残高の100億円のことでございましたけれども、それらも絡めまして、総合的に今考えているわけ。ついでに地方債の残高も、これは4地区のトータルでございまして、むつ処理区では56億9,000万円ほど、大畑処理区は19億3,000万円ほど、川内処理区は19億6,000万円ほど、脇野沢地区は12億7,000万円ほど、これが平成18年度の決算のときに報告し

た、ここに表にあります前々年度末現在高のトータルの内訳でございます。

そのようなことなのですけれども、私どもといたしましては、先般平成21年度以降の事業をする際にも説明に歩いてご説明したのですが、下水道事業は生活環境の改善ばかりではなく、むつ地区においては明神川や田名部川、また公共用の水域であります陸奥湾の水質汚染、さらには今マスコミ等を騒がれております食の安全等にも関連がありまして、現在のこの環境をこれ以上悪化させないで後世に伝えていかなければならないというふうな使命があるというふうなことで皆さん方に説明し、ご協力を仰ぐつもりであります。そのような形で、今後とも財政課と協議しながら、白井委員の貴重なご意見もありますので、慎重に対応していかなければならないものかなというふうにご考えております。

それから、3つ目の加入の状況は担当課長から今説明させていただきます。

それから、合併浄化槽のお話も出ましたけれども、この下水道事業は国土交通省の所管の事業で現在進めております。その一方で、合併浄化槽は認可区域は補助の対象になっておりません。下水道の整備を待っていると、いつまでかかるのか、ちょっと状況がつかめないのも、その一方で環境省の補助金をいただいて認可区域以外のところのそういう希望があれば補助するというふうなことで今進めているところでございます。

それから、平成18年度まで浄化槽については200件余の補助金の申請がございましたけれども、平成19年度から新築の家屋は対象外にさせていただいたことから、100件を切る形になっております。先般一般会計でも申し上げましたように、平成20年度も60基余の補助金を見て、そういう希望者があれば援助していきたいというふうなことで動いているところでございます。

それから、平成20年度はむつ地区では柳町3カ所、それから柳町と栗山町と連結したほうが1カ所、それから本町と田名部町を連結した部分が1カ所、それから本町、横迎町で連結した部分が2カ所、それで2万141メートルほど今工事を予定しております。川内につきましては、田野沢地区が1カ所、桧川が6カ所、ここで2万1,858メートルほどの事業を予定しております。

大畑地区は、中島地区1カ所、本町地区4カ所、延長にいたしまして1万5,727メートル予定しております。

こういうふうに進めているのですが、全国の下水道の普及率70.5%に対しまして青森県は49.7%、むつ市では現在12.6%でございます。旧むつ地区は4.3%、認可区域から見た進捗率は4.5%です。川内地区は51.2%の普及率で、地区の進捗率は79.9%、大畑地区は普及率は24.5%、認可区域に対する進捗率は21%、最後脇野沢地区は普及率54%ですけれども、認可区域に対する進

抄率は100%というふうなことになっておりまして、全国的に見ても、青森県で見ても、このむつ市が非常に低い率になっておりますので、その辺も考慮しながら、それから財政を見据えながら進めていかなければならないと思っておりますので、この程度でご理解願いたいと思います。もし答弁漏れがあれば、またお答えさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、加入等につきましては下水道課長からお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（新谷 功） 下水道課長。

○建設部下水道課長（齊藤鐘司） お答えいたします。

むつ地区ですけれども、616世帯のうち接続しているのが242世帯、接続率は39.3%となっております。大畑地区ですけれども、981件の処理世帯数に対して、接続しているのが207、21.1%となっております。川内地区ですけれども、処理世帯数が1,190です。接続しているのが637でございます。53.5%でございます。脇野沢地区ですけれども、処理区域内世帯数が510、接続が237、46.5%です。トータルで3,297のうち接続しているのが1,323、43.22%になります。

それと、先ほどどのようなPRをしているのかということのお尋ねでしたけれども、やはり市政だよりとか、あとはエフエムアジュール、あと工事の際に工事の説明会を行っております。そのときにもまたPRさせていただいておりますし、必ず宅内の公共弁の設置の打ち合わせに各家庭を回っております。そのときにもまたPRさせていただいております。

以上です。

○委員長（新谷 功） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） ある程度わかりました。なぜお尋ねするかといえば、これは赤字になった場合は、私の認識といたしますれば、これは全額一般財源から繰り入れしなければならないというふうに思っています。その意味も含めまして、今財政が大変厳しい中、当然これも一緒に、一般会計とは違いますが、これも同じくなるわけでございます。ということは、やはり本管を埋設した地域の方には十分理解してもらって加入率を上げると。ということは、今全体的に、旧町村を含めまして43.22%ですか、加入率ということは、正直言って50%っていないわけです。ちょっとそれは問題だと思います。やはり80%か、そのぐらいの加入があって一般財源を繰り入れるのならわかります。でも過半数の方が参加しない。役所で金を出してやるわけではございませんので、個々で家庭内の事情があるのは私は十分わかります。でも、先ほど担当課長が言いましたとおり、地域には十分説明して、なおかつ工事を

進めているわけです。ということは、工事を進めるということは、地域の了解があって搬入するということを踏まえてやっている結果がこの結果だということはどうに考えたらいいのでしょうか。その辺のところを私は一番聞きたいわけです。

合併浄化槽のほうも、下水道のない方はやっぱり、環境とかいろいろ考えましても必要だと思います。でも市民の方には、財政が厳しいから我慢しろ、我慢しろと言っているにもかかわらず、これで環境を考えるのだとって、正直言って今言った明神川の件でも、これからどんどんあそこら辺も本管工事が終わりますして加入が進むと思いますが、これからよくなるのでしょうか。でもやっぱりその辺のところまで、ただ説明して了解したのではなく、収入が上がって払って、1つの企業ですから。やっぱり収入がないのに、来た金だけ払うのならだれでもできますから。大変ぶしつけな言い方なのですが、担当の方にやっぱり税金の徴収と同じく、毎日でも、1カ月に1回でもお願いに歩くとか、勧誘するとか。ただ、エフエムアジュールとか市政だよりで出したって、正直言って効果ないと思います。その辺のところ、もう一度どのように考えているか。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） せっかく整備しても、こういうふうな加入状況であれば、大変おしかりを受けるのは、もう仕方がないところでございますが、市政だよりとかエフエムアジュールとか、それから工事の際の一方的な説明だけに終わらず、今度は担当職員のほうに足を使って行動をとって、個々に接触して、できるだけ加入率をワンポイントでも上げられるように努力してまいりたいと思います。

それから、今平成20年度の予算でも財政状況を考慮して若干事業費を縮めておりますけれども、親ガメがこけないように財政課とも協議いたしながら、さらにスピードダウンさせなければならぬ時期も近いかもわかりませんので、そういうふうなことでご理解をいただきたいと思います。

役所仕事と言われぬように、誠心誠意をもって住民に理解していただくために行動をとって、そして加入率を上げていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（新谷 功） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） よろしくお願い申し上げます。

残高なのか、100億円あるわけなのですが、恐らく何十年スパンで返済ということになるとは思います。

この100億円の金、3億円ずつ払えば30年。ただし、これは金利が含まれ

ていない金だと私は思うのです、利息。その財源はどこから。それだけ最後ひとつ。一般会計なものか、それとも国から来るものか、どうするものか、それを1つ。それでもって、当然これが進めば、あと何年かすれば、また工事をやればまた借金がふえたり減ったりするとは思いますが、大体最後はいつごろ、ある程度役所としては考えている工事が終わって、いつごろ借金終わるのですか。ちょっとその辺お願いします。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

むつ地区に例えて申し上げますと、この事業は平成7年度から実施しておりますので、その際に起債を起こしたものについては、翌年度から30年の返済というふうなことになります。その後もずっと継続して事業を実施しておりますので、その都度翌年から30年返済というふうなことになります。平成19年度やったものについては、さらに今後30年の計画で返済していくというふうな、そういう方式になっております。平成20年度で今まで認可区域を認めていただいた柳町等の地区は終わります。そして前回説明に歩いておったのは、今後平成21年度からの事業、また新たに計画をしたいというふうなことで認可地域を、認可してもらいたいというふうなことで説明に歩いています。それは、栗山とか柳町のもっと奥のほう、それから田名部町、さらに下北町、緑町等の計画を立てる予定で説明に歩いております。

それから、財源のこともお尋ねされておったようでございますけれども、経費に対する財源は、まず事業収入といたしまして、負担金、分担金、使用料、それから工事に対する2分の1は国庫補助金、そして不足分は一般会計からの繰入金というふうなことになります。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 白井委員の質疑に関連してお尋ねいたします。

先ほどからの建設部長の説明を聞いてみますと、これからどんどん、どんどん縮小した計画ということですか。それと、出てくる地名は田名部地区に限定しておりますね。大湊地区は、結果的にはやらないということの認識でいいのでしょうか。それとも、一時ストップで、景気が好転したら計画するというような認識なのでしょうか。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 浅利委員のお尋ねにお答えいたします。

先ほども触れましたように、平成20年度で今まで認可区域の地区がほぼ終了いたしました。大変申しわけない、むつ地区のことでございます。それで

平成21年度以降、新たな認可区域を考えた際に、その大湊地区、中央から始まって大湊地区も一つ検討はいたしました。ただ、今この下水道事業を進めるきっかけとなったのは、明神川とか田名部川の浄化というのが一つの大きな目標でございましたので、まだそちらのほうが完全に済まされていないので、そちらのほうを引き続きやらせていただきたい。大湊地区も考えてみますと、中央から始まって旭町、山田町等に行きますと、大平、大湊新町とずっとそれこそ桜木町、それから城ヶ沢の一部町内会長の懇談会で、町内会長からそういう要望がありましたので、もう旧川内の境まで行かなければならないというふうな大々事業になると考えて、とりあえず田名部地区を優先させてここしばらくはそちらのほうを進めていきたいと思いますというふうな検討結果に基づいて今進めていこうとしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） そうしますと、大湊地区に限って言えば、少なくとも我々が生きている時代にはどうにもならないと、そういうことですね。はい、わかりました。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。菊池広志委員。

○委員（菊池広志） 私のほうも、白井委員の関連で若干お尋ねさせていただきたいと思います。

いろいろ私も聞きたい部分は、先ほどの答弁で大体わかったわけでございますけれども、ただ一つ、受益者負担というようなものがありますけれども、今現在で受益者負担と使用料は連結はまた違うと思います。今いただいている受益者負担は、現在で何%ぐらい、今できている部分の中での何%ぐらいあるかわかりますでしょうか。

それから、受益者負担の土地の面積に比率した形でもって受益者負担もらっていると思うのですけれども、考え方だと思っておりますけれども、旧むつ市の下水道は、雨水は取り込まないという形だと思っております。であれば、土地の広さでもって受益者負担をもらうというのは、普通は雨が降った水が土地の広さに対して流れてきた分を処理するから受益者負担は土地の広さでやるのだけれども、雨を取り込まないのに土地の大きさでもってをはかるといようなものが非常に私はわかりづらいというように考えております。その点のことも含めてお話し、答弁いただきたいなというように考えております。

それから、平成20年度で大体の工事は終わるといようなことであります。先ほど建設部長は、財政をかんがみながらということをお話しされましたが、今それをまた平成21年度から進めていきたいというふうなお話であります。

が、第2次計画ということになるかと思えますけれども、その第2次計画、やめる勇気はないのか、またやめるつもりはないというようなことであれば、そのこともお話ししていただきたいなというように思っております。

最後、それから処理場がありますよね、浄化センターですか。浄化センターの規模は、大体何万件分を予定した浄化センターなのか、これも教えていただきたいと思えます。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 3つのお尋ねがありましたけれども、1点目と3点目につきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

真ん中のお尋ねの平成21年度以降の事業について、やめる勇気がないかというようなことをございますけれども、環境浄化の一つの大きな目標を持った事業でありますし、かといって市の財政状況がこういう状況であれば、どんどん進めていくというふうなわけにもいかないと思えます。平成20年度は、この予算で何とか通していただきたいと思えますけれども、平成21年度につきましては、平成20年度の1年間をかけて、いろいろな観点から、財政も含めた協議をさせていただいて、そのうえで判断をいたしたいというふうに考えておりますので、その時間を与えていただきますようお願いいたします。

○委員長（新谷 功） 下水道課長。

○建設部下水道課長（齊藤鐘司） 負担金の関係ですけれども、平成18年度決算で2億5,983万110円となっております。

それと、雨水の関係で受益者負担金が面積にかかわっているということなのですけれども、むつ地区でお話ししますと、100平米から1,000平米まで、これは14万9,000円ということで、面積は関係ないのでございますけれども、その範囲内でその金額をいただくということで話ししていただきますので、単純に面積掛ける幾らということではありませんので、その辺で加味しております。

それと、処理場なのですけれども、今むつ地区に関してまたお話しします。港町に処理場があるのですけれども、将来見込んで8系列の処理系列を考えています。ただ、今処理水が少ないものですから、1系列しかつくっていません。それで、全体での件数といいますか、計画人口ということでお話しさせていただきます。4万7,850人計画となっております。

以上です。

○委員長（新谷 功） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） ありがとうございます。今建設部長が話しされた田名部町の明神川とか、また河川の関係、そして陸奥湾の関係で話あったわけでありましてけれども、私は下水道をつけたからといって、決してそれはよくなる

というようなことではないと思います。と申しますのは、下水道をつける、だけれども、それ以上に下水道にかかわる事業費が余りにも莫大過ぎて、それであれば、本当に明神川を全部掘削して、新たな形でやったほうがずっと安く上がるわけです。あともう一つは、今下水道、下水道とお話しされました。むつ市の場合は、先ほど答弁の中にありましたとおり、12.6%ですか、普及率が。これは、連結すればもっともっとよくなるわけでございますけれども、今されている事業の中で、12.6%を克服する方法というのは、12.6%をこれからふやして80%、100%にもっていくとなると、今以上のまた予算がかかるわけです。であれば、一般の家庭、またそれらのものに対しては、私は商売で話をしているのではない、下水道ではなく、それこそ合併処理施設とか、そういうものを併用しながら考えていったほうが絶対むつ市のためになるというように考えております。全国の中でもそのような形態をとっている地域はたくさんあるわけでございます。

また、下水道普及率の中には、合併処理浄化槽も含めた普及率というようなことも実際にやられている地区もあるわけでございます。やはりその点をぜひ考えまして、先ほど話ししました財政が大変厳しいわけです。明神川の水を飲んでいるというようなことで、そこまでもっていきたいという気持ちはよくわかるわけでございますけれども、財政が破綻してしまうと下水道も全く使えないような状態になってしまうということを夕張市の地域のほうの実情もかんがみると、そのような状況になってしまうのではないかとというように考えます。

今1期工事は、ぜひ進めながら、また浄化槽センターの処理能力というようなものは4万七千幾ら幾らというようなことがありますので、そういう施設をつくってしまった以上は、極力それをフル利用できるように考えていただきたいと思いますのですが、やはり先ほど話ししたみたいに、財政の関係をよくよく考えていただきたいと思います。

また、先ほど城ヶ沢、大湊地区の話が出ましたが、城ヶ沢地区は城ヶ沢地区で集落排水処理施設というものがあります。でありますから、下水道をそこまで結ばなくても、集落排水処理施設をつくれれば、十分に城ヶ沢地区の方々も下水道と同等の形をとられるのではないかと思います。その点について、建設部長からご答弁願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、最後のお尋ねの件についてお答えいたします。

私先ほどちょっと変なことを言ってしまうまして、委員ご指摘のように、

脇野沢地区等は、農業集落とか漁業集落等のそういう制度を活用してやっております。同じく城ヶ沢地区も公共下水道でなくて、そういうものを使えるので、それらを見据えながら今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（新谷 功） 菊池広志委員。

○委員（菊池広志） そのようなご答弁をいただいて、大変ありがたいと考えております。であれば、私は2期工事を進めることと同時に、やはり関根地区とか、また離れた奥内とか、近川地区等につきましても、やはり考えていかなければならないことではないかなというように考えております。現在使用されている浄化センターも、確かにこれは進めるべきものではあるかと思いますが、もし進めるというようなことであれば、青写真くらいは向こうのほうに、どのくらいの経費がかかるかということくらいはやはり考えておくべきではないかなと思います。やはり旧むつ地区の中心街といえども、私は今の連結されている部分は、役所のためにつくっているような下水道であると私は考えております。だから、役所の連結が進めば、もう大体それで終わりだというような考え方になっているのではないかなと私は考えております。であれば、先ほど白井委員がおっしゃったとおり、そういうような気持ちでいるというから、あのような発言が出てくるのではないかなと。一般市民は全く納得していないという部分もあります。私もたくさんの方から聞きます。でありますので、ぜひとも供用開始をしたのであれば、せっかくあのくらい高い金額をかけたのであります。そのことを踏まえると、やはり一生懸命それをセールスすると。また、もしよろしければ、一般の企業にでもお願いをします。一般企業からセールスをしてもらうというようなことも考えるべきではないかなと考えますが、その点、建設部長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 一般の職員によるセールスにつきましては、先ほど白井委員がお話ししたとおり、そういうふうに努めてまいる。それから、企業セールスというふうなお話も出ましたが、今認可している工事業者の方々にもそういうPRをしていただくようにはお願いしてあります。さらに、もっと加入率を上げるためにさまざまな方策を考えて、これから実施してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「PRを浸透させるような考え方はないかと、普通の一般の企業にないかと」の声あり）

○建設部長（成田 豊） 今突然言われましても、すぐ思いつかないのですけ

れども、それらを総合的に検討して、これからできるだけ早い機会に熟考、実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 下水道は文化のバロメーターと言われまして、非常にこの下北地域、普及率が悪い。全く取っかかっていない時点において、いわゆる陸奥湾を浄化しなければいけないということで、陸奥湾沿岸の市町村にまずやらしてもらおうという、たしかそういう動きがありまして、そういった過程を経てこの事業が始まったと私は記憶しております。

国の補助が50%、私55%だと思ったら50%になっているのですね。私はたしかその時点で質問したことがあるのです。これは陸奥湾を考えてのことであるから、やっぱり県がそれ相応の補助金を出すべきだろうということで、これは運動すべきだという声を上げたことがあるのですけれども、これは一切県のほうでは全くタッチされていないようではあります。

5年ほど前でございましたが、私は当時の市長に、一たん休止しようよと。ちょうど財政再建計画が出されたときだったのですが、一時休止したらどうだとしたら、認可を受けている以上はやらなければならないということの答弁がありまして、先ほどまでの議論の中で、平成21年度からの計画について認可を得るべく調査するという建設部長のさっきの話でしたけれども、菊池広志委員からはやめるといふあれはないのかという話もありましたが、やっぱり加入率をせめて半分にしようという、そのほうが先ではないかなと私は思うのです。ですから、そうなるまで、平成20年度でほとんど終わるのであれば、1期工事が終わるのであれば、旧むつ市のことを言っているのですけれども、その次の2期工事については、しばらくとめると、休止すると、休むという決断も私は必要だと思うのです。これは、市長がいないとちょっと直接聞けないのでうまくないのですけれども、建設部長の口から、いや、そう思いますと言えないかもしれません。実際今までの議論を、3人の委員が出て話をしましたけれども、その話を総合すれば、やっぱりこれはこのままの状態で先に進むことは、やっぱりこれはちょっと疑問があるということだろうと思うのです。一言お願いします。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） きょうのこの状況は、後ほど市長にも詳細報告いたしまして、それらを踏まえまして結論を出すというふうな格好にさせていただきたいというふうに思います。やはり財政がきちっとしていない限り、無理に事業を拡大していても、かえって市民の不幸につながるというふうな

ことにもなるかと思しますので、その辺を十分考慮しながら、今後の事業について慎重に検討して皆さんに理解いただけるような結論に達するように努力したいと思しますので、ご理解をいただきたいと思します。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第48号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後3時15分まで休憩いたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時15分 再開

○委員長（新谷 功） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第49号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、議案第49号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明をいたします。

平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算書・予算説明書の6ページをごらんいただきたいと思します。この会計は、公共用地の先行取得に係る会計でありまして、一般会計歳出第2款総務費及び第8款土木費、第5項都市計画費、第5目下北駅前広場整備事業費等と関連する予算となっております。予算総額は歳入歳出ともに1億2,277万7,000円を計上しております。

まず、7ページの歳入についてご説明いたします。第1款繰入金、第1項、第1目ともに一般会計繰入金であります。これは下北駅前及び新町保育所の用地購入に係る長期債元金及び利子の償還分を一般会計から繰り入れするものであります。

第2款使用料及び手数料、第1項第1目使用料であります。これは新町用地にかかわります東日本電信電話株式会社の電話柱4本分の行政財産目的外使用に係る土地使用料であります。

第3款財産収入、第1項財産売払収入、第1目不動産売払収入についてであります。これは市が平成9年度に日本国有鉄道清算事業団から購入いたしました下北駅前広場整備に係る用地について、一般会計の事業に供するために一般会計に売り払いする収入を計上してございます。

次に、8ページの歳出についてご説明をいたします。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目下北駅周辺整備事業費についてであります。この中の28節繰出金は、歳入第3款で説明を済ませておりますが、下北駅周辺整備に係る用地を一般会計に売り払いして得る収入から起債の残高を一括繰上償還した後の残金を精算するため一般会計に繰り出すものであります。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてであります。これはただいま第1款で説明いたしました下北駅用地に係る一括繰上償還分と、下北駅及び新町保育所の用地購入に係る平成20年度通例の長期債返還金及び利子を計上しております。

以上、概要ではあります。むつ市公共用地取得事業特別会計予算の説明といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第49号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第50号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 議案第50号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計

予算についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお開き願います。

むつ市魚市場事業特別会計予算は、歳入歳出とも748万7,000円を見込んでおります。前年度と比較しまして6万1,000円の微減となっております。

7ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。使用料の84.2%は、魚市場卸売場使用料でありまして、魚市場条例第46条による魚市場卸売場の使用料であります。卸売業者は、鮮魚類については卸売金額の1,000分の5、冷凍魚介類、海藻類については1,000分の2を取扱手数料として納付することになっているもので、630万円を見込んでおります。その他事務室の使用料、電気、水道等の使用料118万5,000円を計上しております。財産収入には、基金運用収入として1,000円、繰越金には1,000円を名目計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。8ページをお開きください。第1款総務費、第1項総務管理費として魚市場運営審議委員8人分の報酬及び費用弁償のほか、事務処理のための経費を計上しております。

第2款施設費、第1項魚市場施設費には、施設管理に要する経費として、魚市場内の施設等の管理業務にかかわる従事者の賃金と光熱水費のほか、老朽化の進んでいる市場のトイレ手洗い器の改修工事費及び荷捌施設の土地占用料費を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第50号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第51号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（成田 豊） それでは、議案第51号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。まず、予算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

平成20年度予算は、歳入歳出とも前年度比1億8,971万7,000円増の3億444万1,000円で、前年度の予算額1億1,472万4,000円の約2.7倍となっております。増額の要因は、昭和39年に整備されました小沢地区の水道施設の老朽管の更新工事や湧水対策といたしまして、隣接する蛸崎地区水道と連結する臨時給水管布設工事、さらには脇野沢浄水場の沈殿池施設改修工事、加えて公的資金補償金免除繰上償還にかかわる償還金借換債分を計上したことによるものであります。

7ページをごらんいただきたいと存じます。まず、歳入でありますけれども、1款1項1目施設負担金は、第三者による水道施設の損傷等に対する補償負担金で、科目設定のため1,000円を予算計上しております。

次に、2款1項1目水道使用料でございますけれども、年々給水人口が減少していることを踏まえまして、前年度比8.3%、414万円減の4,586万円を見込んでおります。同じく2款の2項1目検査手数料でございますが、給水工事検査や設計審査等にかかわる手数料といたしまして8,000円を見込み、計上いたしております。

3款1項1目給水施設工事収入は、第1款の負担金と同様に第三者による給水施設等の破損に対する修理工事料で、科目設定のため1,000円を予算計上してあります。

4款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございますけれども、この会計の歳入と歳出の差し引き不足分を繰り入れしていただくもので、前年度比1,066万8,000円増の7,536万9,000円を見込み、計上しております。ここの増額の要因は、先ほど申し上げましたように、小沢地区の改良工事、それから脇野沢浄水場の改修工事等が必要になったことに伴うものでございます。

8ページをお開き願います。5款繰越金及び6款諸収入は、科目設定のために例年のようにそれぞれ1,000円を計上したものであります。

7款市債は、水道施設の改良及び改修工事が必要になったことと公的資金補償金免除繰上償還金の財源に充てる起債といたしまして1億8,320万円を計上しております。

次は、歳出であります。9ページをごらんください。1款1項の総務管理費ですが、平成19年度までは1目の一般管理費に人件費や事務的費用を計上し、施設管理に必要な経費を計上して使用料徴収事務と施設の管理を直営で

してまいりましたが、さまざまな状況を踏まえ、施設管理費は廃目とし、一般管理費に市公営企業局へ委託することとし、その必要な経費と企業局へ移行することを前提といたしまして、資産台帳作成業務委託料と消費税等の公課費を計上いたしております。

2項建設事業費の1目水道整備費には、前年度までは予算は計上していなかったところでございますが、平成20年度で1億3,754万円を計上しております。これは、これまで再三触れてきましたように、小沢地区水道の濁水対策といたしまして、蛸崎地区と連結する管の布設、それから老朽水道管の更新費用、さらには脇野沢浄水場の沈殿池施設等の老朽化に伴う改修工事費を計上しております。なお、委託料の800万円は、小沢地区改良工事にかかわる実施設計の費用であります。

2款1項の公債費の1目元金は、長期債の元金償還金3,009万8,000円のほか、公的資金補償金免除繰上償還金5,834万8,000円を、2目利子には長期債の利子償還金と一時借入金の利子の合計額2,509万9,000円を計上しております。

なお、平成20年度以降、平成33年度までの利息7,230万円でございますけれども、借換えによりまして、2,000万円程度になり、約5,000万円の軽減が図られる見込みでございます。

10ページをお願いいたします。3款の予備費は、例年どおり50万円を計上いたしております。

以上が簡易水道事業特別会計の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 確認だけです。9ページの工事請負費の小沢地区の工事、前から説明受けておりますけれども、たしか工事期間が2カ年ということで伺っております。それから今年度の事業費と総額は大体幾らぐらいになるか、その2点についてお伺いいたします。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） お答えいたします。

水のことでございますので、かなり前から地域から強い要望が参っております。そういうふうなことで、単年度で終了することといたしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） そうすれば、この1億1,600万円、これが総事業費と

いうことでよろしいですか。

それから、時期的に単年度ということになれば、着工してすぐ使用可能と理解してよろしいですね、当然のことですけれども。その点、もう少し具体的に、期間等もできましたら。

○委員長（新谷 功） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 委託料のところに設計の委託料として800万円を計上しております。その費用を充てまして、実施設計をまずしていただきます。その期間が約3カ月程度と見込んでおります。それがまとまり次第ただちに工事を発注いたしまして、年度末まで工事はかかるものと思っております。しかしながら、その間も水を利用される地域の方々にはご不便をかけないように十分配慮してまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。9ページの事業費のところがありますが、水道整備するにはむつ市内のいろんなそういう業者に委託するとは思いますが、先日の新聞では、国土交通省東北地方整備局はむつ市の建設業者を2カ月間の指名停止にしたと、あと県は昨年11月17日から同社を6カ月間の指名停止処分にしたというふうな記事があったのですが、むつ市の場合、そういうふうな形にした業者がいるのかどうか、また今後そういう記事について、関連してどういう姿勢なのかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

そういう業者はございません。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） いや、この記事、当然総務部長もご存じだと思いますが、こういう記事を見て、むつ市としての対応は、このようにするとかということも全然議論がなかったということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（新谷 功） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 恐らく新聞に出た業者のお話かと思えます。うちのほうにも入札の制度の中で指名停止基準というものがございます。その中のさまざまな項目がございますけれども、項目の中には入ってまいりませんので、本市の場合については該当しないということでございます。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第51号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第52号 平成20年度むつ市用地造成事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（小川照久） 議案第52号 平成20年度むつ市用地造成事業会計予算についてご説明いたします。

この会計は、平成9年度に地方公営企業法の全部適用を廃止し、清算会計に移行した会計であり、実際は経営実態がなく、保有している資産の売却がない限り、一般会計からの繰入金以外に歳入がない状況が続いております。

それでは、予算書4ページをお開き願います。平成20年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ6,498万1,000円を見込んでおります。

7ページの歳入についてご説明いたします。財産収入3,496万1,000円、一般会計からの繰入金3,000万円を計上しております。

次に、11ページ、歳出でございます。一般管理費に261万9,000円、公債費に6,236万2,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第52号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたし

ます。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(新谷 功) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長(小川照久) それでは、議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、予算書の1ページでございます。第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数2万4,570戸、年間総給水量は700万2,271立方メートルを見込んでおり、主要な建設改良事業としては、配水管整備事業を計上しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は16億92万6,000円、水道事業費用は15億7,612万9,000円を計上しており、収支差し引きで2,479万7,000円、収入が上回る見込みとなっております。詳細につきましては、4ページと5ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

平成20年度の新たな項目として4ページの収入、第1款第2項第6目に受託収益4,336万6,000円を計上しておりますが、これは備考欄に記載のとおり、建設部で所管しております編入前の脇野沢地区簡易水道につきまして、施設の維持管理と水道料金等の徴収業務の委託を受ける予定となっておりますことから、新たに予算計上したものであります。

なお、支出には第1款第2項第5目に受託費用として同額を計上いたしております。

再度1ページに戻っていただきます。第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は3億8,730万7,000円、次のページになりますが、資本的支出は10億142万5,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億1,411万8,000円は、第4条、本文の括弧書きに示すとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額703万7,000円を初

めとする各財源で補てんするものであります。詳細につきましては、6ページ、7ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

次に、第5条、企業債についてであります。これは第4条の資本的収入の企業債2億3,590万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、表に記載のとおりとなっております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を1億2,700万円と定めております。

次に、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と管理者の交際費を計上しております。職員給与費の詳細につきましては、9ページから12ページの給与明細書を参照していただきたいと存じます。

次に、第8条、他会計からの補助金であります。これは不採算事業であります簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を6,620万2,000円としているものであります。

次に、第9条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修原材料の購入限度額を1,230万円と定めております。

以上でございます。

○委員長（新谷 功） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 質疑なしと認めます。

これで議案第53号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（新谷 功） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時48分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 新谷 功